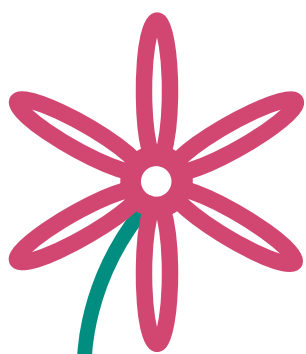


コミュニティバンク せんぽくの現況

2015 ディスクロージャー



仙北信用組合

Community Bank

せんぽく

ごあいさつ

理事長 **山野邊 照明**



平素より仙北信用組合をご利用・ご引立いただき誠にありがとうございます。

当組合は、地域の皆さま(個人並びに事業者の皆さま)が活き活きと活動し、地方ならではの豊かな生活と地域の活性化を実現するための『サポート集団』であり続けることを目指し、日頃より役職員が一丸となって業務に取り組んでおります。

今般、平成26年度の当組合の業績や事業内容等を皆さまにご案内するため、「コミュニティバンクせんぼくの現況2015 ディスクロージャー」を作成しました。冊子を通じて当組合のご理解を深めていただければ幸いと存じます。

さて、当組合は、昨年に引き続き収益力の強化を念頭に、日々変化する金融経済環境にも的確に対応し、持続的・安定的な成長を目指しております。そのために、金融機関としての公共的・社会的役割を認識し、お客さまに対する円滑な資金供給と良質な金融サービスの提供を基本戦略として掲げ、日々業務に邁進しております。

どうか、皆さまにおかれましても引き続きご支援を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

平成27年7月

経営理念

私たちは、地域の個人と事業者が生き生きと活動し、地方ならではの豊かな生活と地域の活性化を実現するための『サポート集団』であり続けることを目指します。

経営基本方針

- I. 地域経済への貢献
 1. 円滑な資金供与の推進
 - ①地域社会との連携
 - ②経営改善計画策定支援等の積極推進
 - ③金融仲介機能の発揮
 2. 人材育成の強化
 - ①役職員自らの自己啓発
- II. 収益力強化による健全な財務基盤の確立
 1. 資金収益力の向上
 2. 生産性の向上
 3. 不良債権の回収促進

事業概況

★平成26年度の業績について

●事業概要

当組合における第60期事業(第2次中期経営計画の1年目)は、日々変化する金融経済環境に的確に対応する中、持続的・安定的な成長を成し遂げていくために、金融機関としての公共的・社会的役割を認識し、お客さまに対する円滑な資金供給と良質な金融サービスの提供を基本戦略と掲げ、「収益力強化」と「資産健全化」に努めてまいりました。

具体的には、円滑な資金供給とニーズに応じた提案型業務や金融環境に対応した適切な余資の運用、さらには不良債権の正常化並びに回収などを役職員が一丸となって取組んでまいりました。

こうした結果、経常利益は前期比169百万円増加の332百万円を計上することができ、また、当期純利益についても前期比165百万円増加の324百万円を計上するなど、収益確保による内部留保の積み上げを実践したことにより、自己資本の充実に向けての成果が十分に現れたと評価しております。

●金融経済環境

世界経済は総じて低成長の状況が続き、投資不足を解消するための金融政策にも限界がある中でも、依然として金融政策に依存した景気・物価対策が続けられてきました。昨年の秋には金融政策に大きな節目があり、米国の量的緩和終了、欧州の量的緩和への期待感、そして、日本は量的緩和政策の強化でありました。

こうした中で、2015年の内外経済金融を展望すると、米国経済は堅調に推移することが見込まれる一方、欧州経済は軟調さが残り、また、中国景気の減速などは、世界全体にとっても大きいリスクと考えられております。

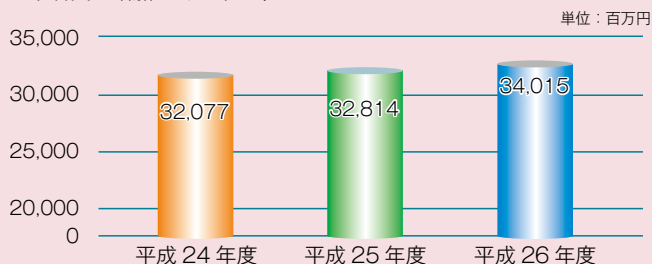
こうした中、2014年度は消費税増税の影響で失速した国内経済でありましたが、経済政策の軌道修正や円安・資源安などで、再び2015年は回復傾向が強まると予想されるところであります。昨年の衆議院選挙で圧勝した安倍政権もアベノミクスをさらに進化させていくべく、引き続き、「経済最優先で、スピード感を持って3本の矢の経済政策を進めていく考えを示し、景気回復の暖かい風を全国津々浦々に届ける」と強調しており、アベノミクスの恩恵が乏しいとの指摘がある地方や中小企業への波及を促すためにも、地方創生や消費増税で足踏みが続く景気のコトコトとしての「個人消費の喚起」と「急激な円安対策」に対し期待するところあります。

決算概況

預金残高 12億1百万円の増加

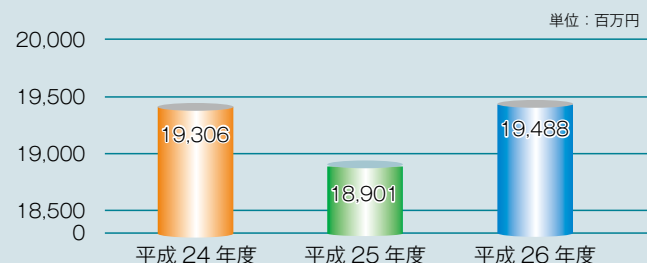
預金残高は、公金預金の増加と、夏と冬に実施した懸賞品付定期預金「サプライズキャンペーン！14」等により個人預金が堅調に推移しました。

平成26年度は前期より12億1百万円増加し、340億1千5百万となり着実に増加しております。



貸出金残高 5億8千7百万円の増加

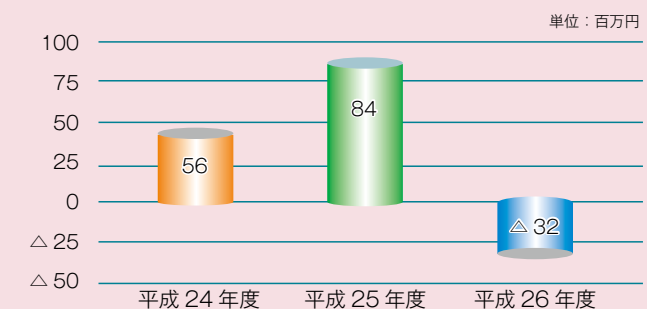
貸出金残高は、不良債権の回収を促進したことや公金貸出の減少があったものの、提案型営業等による新規実行額増加により、平成26年度は前期より5億8千7百万円増加し、194億8千8百万円となりました。



コア業務純益

コア業務純益とは、本業での収益力を表す指標です。

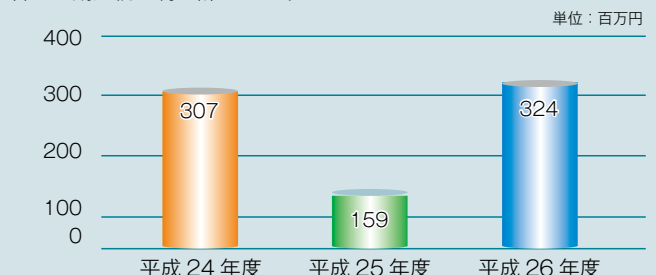
平成26年度は貸出金利息収入や配当金等の資金運用収益の減少により前期より1億1千6百万円減少し△3千2百万円となりました。



当期純利益 4期連続利益計上

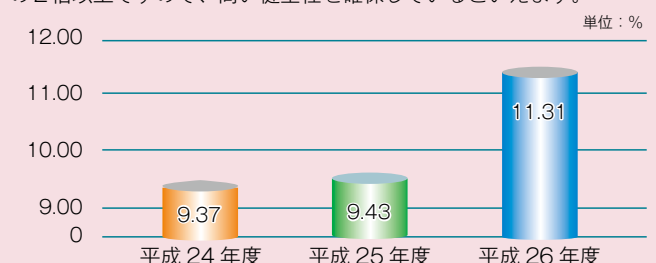
当期純利益は、経常利益に特別損益や法人税および法人税等調整額を加減した最終の利益です。

効率的な有価証券の運用益や貸倒引当金戻入益による臨時収益により、3億2千4百万円を計上することができました。これにより当組合は4期連続の利益計上となりました。



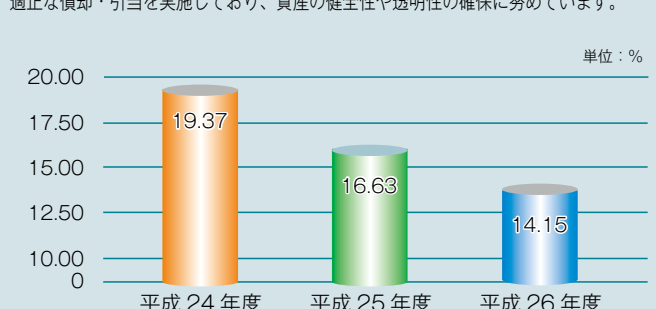
自己資本比率 1.88%の増加

自己資本比率とは、金融機関の健全性を表す指標で、損失が発生する可能性がある資産に対する自己資本の割合のことです。国内のみで営業する金融機関の場合、4%以上の比率を維持することが法律で定められています。当組合の自己資本比率は11.31%であり国内基準の2倍以上ですので、高い健全性を確保しているといえます。



不良債権比率 2.48%の改善

平成26年度の金融再生法に基づく開示債権の不良債権比率は14.15%で、前期より2.48%低下しました。なお、不良債権のうち92.61%は担保・保証や貸倒引当金等によって保全されています。なお、当組合は厳正な自己査定とその結果に基づく適正な償却・引当を実施しており、資産の健全性や透明性の確保に努めています。



「地域密着型金融」および「中小企業・小規模事業者に対する経営支援」への取組み状況について

I. 地域密着型金融の取組方針

当組合は、地域に根ざした協同組織金融機関として常にお客様へのサービス向上に努め、地域の中小企業・小規模事業者ならびにお勤めの方々が生き活きと活動し、地方ならではの豊かな生活と地域の活性化に貢献する事を経営理念としております。その為には、お客様との繋がり(コミュニケーション)が重要であるとの考えから、地域との連携を基礎とした「サポート集団」として金融仲介機能の発揮に注力している所であります。また、地方公共団体を始め、地域金融機関や各種団体との連携態勢も整えており、地元企業に対する経営支援にも積極的に取組んでまいります。

II. 金融円滑化への取組方針

金融円滑化法は、平成25年3月を以て終了いたしました。終了後も法の趣旨を踏まえ、お借入の条件変更等にかかる相談に対しまして迅速かつ適切に対応してまいりました。お客様への円滑な金融支援は、当組合の最も重要な社会的役割の一つであり、今後もお借入や条件変更に関わること等には親身な対応に心掛け、可能な限りお客様のご希望に沿うよう努力してまいります。

Ⅲ. 中小企業・小規模事業者への 経営支援に関する取組方針

当組合は、「地域密着型金融」および「金融円滑化」に関する取組み方針を積極的に推進しております。平成24年11月には「中小企業経営力強化支援法」に基づき経営革新等支援機関(認定支援機関)として認定を受け、創業・新規事業や経営改善・事業再生や経営革新などお客様の経営課題に対する支援、又は地域経済の活性化に資する事業活動に対する支援といたしまして外部専門家や外部機関などの知見や機能を積極的に活用してまいりました。中小企業・小規模事業者および地域経済の発展に貢献すべく、地域社会との連携を基礎として各ライフステージ(創業・新事業開拓支援や成長段階における支援、経営改善・事業再生・業種転換支援など)に応じて抱えておられるさまざまな経営課題や金融ニーズなどに対して適時・適切に応じ、積極的かつきめ細やかな対応に取組んでまいります。

Ⅳ. 中小企業・小規模事業者への 経営支援に関する態勢整備の状況

中小企業・小規模事業者への経営支援として、中小企業・小規模事業者ビジネス創造等支援事業(専門家派遣事業)など各種事業への参加や各外部機関と連携により経営課題の解決に向けた取組みを推進する他、当組合と顧問契約の中小企業診断士による経営相談や当組合独自の企業分析により経営支援に向けた提案型営業検討会を開催するなど事業者の支援に向け態勢整備を行っております。

1. 【各種補助金の事業計画策定支援】

認定支援機関として、事業者に対する経営支援はもとより、成長戦略の一環でもある「ものづくり補助金」や「創業補助金」など各種補助金の利用促進ならびに、つなぎ融資や必要資金について積極的に対応しております。

2. 【中小企業・小規模事業者ビジネス創造等支援事業(専門家派遣事業)の積極的活用】

地域の認定支援機関(ネットワーク構築)によるコンサルティング機能発揮の一環として「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業」である専門家派遣事業「ミラサポ」や創業から安定までワンストップで経営支援を行う「よろず支援拠点(あらゆる経営相談に応じる)」を積極的に活用し、お客様が抱えている経営課題や問題の解決、経営改善計画等の策定支援を行っております。

3. 【個人や事業の再生に向けた外部機関との連携】

東日本大震災の影響を受け、個人再生や事業再生を必要とするお客様に対し、個人版私的整理ガイドラインの活用や中小企業再生支援協議会による再生支援、宮城産業復興機構・東日本大震災事業者再生支援機構など震災復興機関など外部機関の機能を積極的に活用しております。

4. 【その他経営課題解決に向けての提案】

中小企業・小規模事業者の各ライフステージ(発展や成長の各段階)で異なる経営課題に対し専門家派遣や外部機関の活用によりコンサルティング機能を発揮する他、各種制度のノウハウを蓄積し適切な助言や解決策の提案に取組んでおります。

(1) 「経営サポート会議」の活用

普段から各金融機関の経営改善や再生への目線を揃え、経営改善計画を策定していく過程において複数の金融機関との調整を図り、関係者が迅速に事業者の支援に向けた方向性について意見交換するなど「中小企業支援ネットワーク」における「経営サポート会議」を活用。

(2) 資金繰り支援としての保証制度の活用

経営改善に取組む場合の資金繰り支援として、信用保証協会の保証制度利用により複数の債務を一本化して、月々の返済負担を軽減する借換保証制度等を活用。

V. 平成26年度の経営支援に関する取組み状況

1. ライフステージに応じた経営支援に関する取組み状況

(1) 創業・新規事業開拓の支援

「これまでの経験や知識を活かし新規事業として独立開業しようとする顧客」や「老朽化した物件購入により地域活性化に向けた遊休不動産の活用に取り組もうとする顧客」、「賃貸住宅など需要の高まりを受けたことから、アパート経営に取り組もうとする顧客」に対して、事業計画書の策定支援や助言、金融支援を積極的に実施してまいりました。

● 具体的支援

- ・信用保証協会や日本政策金融公庫と協調した創業・新事業への金融支援
- ・産業競争力強化法に基づく自治体の創業支援ネットワークによる事業計画書の策定支援や金融支援
- ・アパートローンなど独自の商品発売による新事業への金融支援

■ 創業・新規事業開拓の支援実績

	件数	金額
26年度	14件	548百万円

(2) 成長段階における支援

事業の拡大と作業の効率化、財務内容の改善を目的とした設備の充実や経費削減に対し、ビジネスマッチングや補助金・助成金活用の提案および設備資金、借換資金など金融支援の実施に加え、担保や保証人に過度に依存しない融資取組による金融の円滑化に努めてまいりました。

● 具体的支援

- ・自治体との連携によるビジネスマッチングや補助金・助成金の活用を積極的に推進・提案。
- ・動産・債権譲渡担保融資(ABL)、シンジケートローン融資、保証協会付融資など、不動産担保や保証人に過度に依存しない融資取組による円滑な資金調達の実現。
- ・経営者保証ガイドラインに則った融資取組の推進。

■ 各種補助金活用における事業計画策定支援実績

	件数	金額
26年度	1件	3百万円

(3) 経営改善・事業再生・業種転換等の支援

【中小企業診断士等からの助言・提案の活用(第三者の知見の活用)による支援】

経営改善・事業再生等に取組む事業者で、経営課題の解決や自ら経営改善計画等の策定が困難とする先に対し、コンサルティング機能の発揮として当組合と顧問契約している中小企業診断士派遣による経営相談や中小企業・小規模事業者ビジネス創造等支援事業である「ミラサポ」や「よろず支援拠点」の専門家派遣事業により外部専門家の知見を活用し「財務分析による事業計画の策定」・「SWOT分析による5ヵ年利益計画の策定」などの支援を行ってまいりました。

■ 専門家派遣実績

	相談件数	派遣件数	派遣回数
26年度	12件	3件	9回

【外部機関活用による事業再生支援】

東日本大震災の影響で「自宅や店舗、工場などが被災」または「売上高減少により財務内容が悪化」するも、震災前の多額な負債を軽減することで事業再生が可能な取引先に対して、数回に渡り外部専門家を派遣する他、各復興支援機関など外部機関の機能を活用し事業再生に向けての支援に取組みました。

■ 外部機関(復興支援機関)の活用状況

()内は累計

	個人版私的整理 ガイドライン	中小企業 再生支援協議会	宮城県 産業復興機構	東日本大震災 事業者再生支援機構
26年度	0件(1件)	2件(2件)	1件(3件)	2件(3件)

(4) 事業承継の支援

地域の少子高齢化を背景に中小企業・小規模事業者の高齢化も進み、後継者問題を抱えるなどの事業者が増加傾向にあります。事業承継に関する経営課題の解決に向けた取組みとして中小企業診断士など外部専門家と連携し、相談・指導や解決策の提案、助言など相談に応じてまいりました。

2. 中小企業に適した資金供給手法の徹底

(1) 不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資手法の拡充、多様な手法を用いた資金供給の徹底

不動産担保・保証人に過度に依存しない融資として、「経営者保証に関するガイドライン」や「経営者以外の第三者個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行の確立」の方針を策定し実施することで、良好な信頼関係の構築を図り、事業への取組意欲の増進や金融の円滑化に努めてまいりました。また、経営力強化保証制度など信用保証協会の各制度融資の活用を積極的に推進し取組んだ他、動産を明確に管理することが可能である場合には、「動産・債権譲渡担保融資(ABL)」等の新たな融資手法を活用し推進してまいりました。

■不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の取組実績(取組み中も含む)

	融資手法	件数	金額
26年度	信用保証協会の保証制度活用	139件	1,335百万円
	震災支援機構の保証制度活用	1件	7百万円
	動産・債権譲渡担保融資(ABL)	2件	39百万円
	シンジケートローン	1件	32百万円

(2) 取引先企業の事業価値を見極める「目利き能力」の向上

融資に係る組合内外の研修の充実を図り、業界動向等における情報収集の強化と知識、ノウハウの集約化・共有化に取組み、中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化や事業再生に向けた「目利き能力」の向上に努め、融資担当者の審査能力の向上に努めてまいりました。

■人材育成への取組み実績(外部研修会派遣および研修講座受講)

	研修会・講座数	派遣職員数(延べ人数)
26年度	18	140名

3. 地域活性化に関する取組み状況

(1) 持続可能な地域経済への貢献

経営課題を抱える事業者に対し、東北経済産業局の委託業務にかかる支援機関として「中小企業・小規模事業者ビジネス創造等支援事業」により専門的知識を有する専門家派遣や震災復興機関など外部機関の活用により経営改善・事業再生や経営革新などに向けた取組みに対して積極的に経営支援を行ってまいり

ました。また、東日本大震災によって賃貸住宅に対する資金需要の高まりを受けたことから、「せんぽくアパートローン」を推進する他、地域の高齢化を背景とした葬祭事業への金融支援、成長分野である介護施設や再生可能エネルギー(太陽光発電設備)への金融支援など積極的に取組んでまいりました。

このように外部専門家、外部機関の知見や機能を積極的に活用する他、地域の特性や特徴を踏まえた金融支援や事業者が抱える課題に対する解決策の提案など金融仲介機能発揮による継続した経営支援が地域全体の活性化に繋がっていくものと考えており、今後も地域経済への貢献に向け取組んでまいります。

VI. 東日本大震災にかか
る復旧・復興への取組み状況

平成23年3月11日に発生した「東日本大震災」により被害を受けたお客様に対しては、金融上の措置を適切に講じてまいりますと共に、地域の復旧・復興のために特別商品を用意し全力で支援を行っております。

■災害復旧ローン(特別商品)

	件数	金額
26年度	39件	80百万円

VII. 課題と今後の対応

【地域内景況感における中小企業者の経営基盤強化支援および相談業務の取組強化】

地域内の商工業においては、沿岸部における震災復興事業の本格化や公共工事の拡大の影響により建設業とその関連業種など一部事業改善傾向にあるものの、全体感としては、大型店の進出による個人経営の商店数減少や円安などを背景とした原油や原材料高騰による収益力の圧迫から事業所数も減少傾向にあり、従来の経営改善には至っておらず、まだまだ景気回復の実感が乏しい状況にあります。一方、農林業としては、農業従事者の減少や担い手の高齢化による生産構造の脆弱化、農産物価格の低迷など多くの課題を抱えており、商工業および農林業を取り巻く情勢は依然として厳しい状況にあります。

地域密着型金融に取組んでいる当組合としては、こうした地域内景況感を踏まえ、今こそ地域の中小企業者・小規模事業者および個人のお客様に対して、自治体や他金融機関との連携を図りながら、地域の基軸となる「若者の定住化」や「企業の誘致」、「雇用の創出」といった地域活性化に向けた取組みに対し、適切かつ積極的な金融仲介機能を発揮し経営支援に貢献しなければならないと考えており、尚一層、相談業務について積極的に取組んでまいります。

地域の皆さまとのふれあい

●環境美化活動

貴重な自然資源の宝庫で、ラムサール条約の登録地になっている伊豆沼・内沼のクリーンキャンペーンが9月および3月に開催され、役職員および家族にて平成26年9月に74名、平成27年3月に60名が参加し清掃活動を実施しました。



●地域貢献

●年金友の会 平成26年6月に栃木県鬼怒川温泉にて第10回せんぽく友の会総会を開催しております。また、支部活動としても下記のとおり開催し親睦を深めております。

若柳支部	花山温泉 温湯山荘	親睦旅行
築館支部	秋田県湯沢・岩手県花巻方面	親睦旅行

迫支部	鳴子温泉 玉造荘	親睦旅行
栗駒支部	花山温泉 温湯山荘	親睦旅行
米山支部	遠刈田温泉 旅館三治郎	親睦旅行

●毎年9月に「しんくみの日週間」を設け、平成26年度は以下の取組みを実施しました。

・献血運動を実施し、お客様、職員合わせて46名の方にご協力いただきました。



・宮城県信用組合協会並びに当組合により「しんくみピーターパンカード」の利用額の一部と、当組合からの寄付金合計20万円を「栗原市立はげまし学園」に贈呈しました。



●地元中学校の職場体験活動受け入れ

平成26年11月に2校3名の中学生を職場体験として3日及び4日間受け入れ、営業店および本部にて職場体験学習を行いました。



●認知症サポーター養成講座の受講

認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、まちづくりを担う地域のリーダー的役割を果たし、地域に貢献していく考えの基、平成26年10月から11月にかけて6回実施し、職員63名が受講しております。



●「せんぽく杯パークゴルフ」コンペ開催に伴う協賛

栗原市パークゴルフ協会主催による第12回「せんぽく杯パークゴルフ」コンペを平成26年10月に開催しております。

●地域行事への参加

平成26年度も各地で開催されたお祭り等の地域行事に積極的に参加しました。

1. 津島神社どんと祭裸参り(1月)
2. 佐沼夏まつり(7月)
3. くりこま山車まつり(7月)
4. 若柳夏まつり流灯花火大会(8月)
5. ふるさと米山秋まつり(10月)
6. つきだて薬師まつり(11月)



佐沼夏まつり

コンプライアンス体制 (法令遵守)

信用組合の生命というべき信用とその公共的使命・社会的責任を常に念頭に置き、法令等の遵守と当組合の経営理念を実現するために自己の責任において「行動綱領」に基づいて地域社会の繁栄に奉仕することを基本理念とします。

当組合では、コンプライアンス(法令遵守)を経営の最重点課題に位置付け、コンプライアンス統括部署に監査課を事務局に据えコンプライアンス委員会を設立いたしております。コンプライアンス委員会の委員長を理事長とし、本部においては監査課長、営業店においては次席者をコンプライアンス担当責任者に任命して、コンプライアンス体制の整備を図っています。さらに、必要に応じて弁護士、公認会計士、税理士等の外部の専門家の助言をいつでも受けられる体制を整備しております。

また、コンプライアンスへの取組みの基本方針に基づくコンプライ

アンスマニュアルおよびコンプライアンスプログラムを適宜に見直し、それに則って四半期ごとに本部・営業店でコンプライアンス研修会を実施し、常にコンプライアンス情報、指導等を行い、四半期毎に本部・営業店における法令遵守状況、自己申告チェックリスト等をチェックして監査課および理事長に報告しております。

今後におきましても、コンプライアンス担当責任者への教育、研修会等を強化するとともに役職員にコンプライアンスオフィサー認定資格を奨励し、取得してまいります。

さらにコンプライアンスに対する意識の向上と具体的な行動を徹底し、各種規定、事務取扱要領等の制定・見直しを行い、内部管理体制やチェック機能の整備に取組み法令違反の発生防止を図り、地域の皆さまに安心してお取引していただける金融機関を目指してまいります。

個人情報保護宣言

当組合では、個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等の関係法令等(以下、法等という。)を遵守して以下の考え方に基づきお客様の情報を厳格に管理し、お客様のご希望に沿って取扱うとともに、その正確性・機密保持に努めます。

また、本保護宣言等につきましては、内容を適宜見直し、改善してまいります。

当組合は、本保護宣言を当組合のインターネット上のホームページに常時掲載及び本支店等の窓口等に掲示することにより公表します。

1. 個人情報の利用目的

当組合は、個人情報の保護に関する法律に基づき、お客様の個人情報を業務内容ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用し、それ以外では利用いたしません。

また、特定の個人情報の利用目的が法令等に基づき限定されている場合には、当該利用目的以外で利用いたしません。

なお、個人情報の利用目的を変更した場合は直ちに公表いたします。

利用目的

- ・各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込受付のため。
- ・本人確認法に基づくご本人さまの確認等や金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため。
- ・預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため。

- ・融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため。
- ・適合性の原則に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため。
- ・与信事業に際して個人情報を加盟する個人信用情報機関に提供する場合等適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため。
- ・他の事業者等より個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため。
- ・お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため。
- ・市場調査ならびに、データ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため。
- ・ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため。
- ・提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため。
- ・各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため。
- ・組合員資格の確認及び管理のため。
- ・その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため。
- ・お客様の安全及び財産を守るため、または防犯上の必要から、防犯ビデオカメラの映像を利用すること。

2. 個人データの第三者提供

当組合は、次の場合を除き、あらかじめお客様の同意なしにお客様の個人データを第三者へ提供いたしません。

- (1) 法令等により必要とされている場合。
- (2) お客様または公共の利益のために必要であると考えられる

場合。

なお、お客様の個人データについて第三者提供の停止をご希望の場合は、当組合の本支店窓口までご連絡ください。

3. 個人データの委託

当組合は、上記利用目的の範囲内で個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。その場合には、適正な取扱いを確保するための契約締結、実施状況の点検などを行います。

4. 個人データの共同利用

当組合は、上記利用目的の範囲内で個人データを当組合が別に表示する特定のものと共同利用しております。

5. 個人データの安全管理措置に関する方針

当組合では、取扱う個人データの漏洩・滅失等の防止その他の個人データの安全管理のため、組織的安全管理措置・技術的安全管理措置を講じ、適正に管理します。

また、役職員には必要な教育と監督を、業務委託先に対しては、個人データの安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督に努めます。

6. お客様からの開示、訂正、利用停止等のご請求

(1) 開示のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの開示のご依頼があった場合には、原則として開示します。

(2) 訂正等のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人情報の訂正

等(訂正・追加・削除)のご依頼があった場合には、原則として訂正等いたします。

(3) 利用停止等のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの利用停止等(利用停止・消去)のご依頼があった場合(法等に基づく正当な理由による)には、原則として利用停止等いたします。

なお、これらのご請求に当たっては、個人データの重要性に鑑み、ご請求者(代理人を含む)の本人確認をさせていただきます。ご請求手続きの詳細およびご請求用紙が必要な場合は当組合本支店窓口までお申出下さい。

7. ご質問・相談・苦情窓口

当組合では、お客様からのご質問等に適切に取り組んでまいりますので、個人情報の取扱い等に関するご質問等につきましては、以下の窓口にお申出ください。

個人情報取扱いに関する窓口

監 査 課

電話番号 : 0228-32-3014

FAX番号 : 0228-32-5075

Eメール : senpoku@pluto.plala.or.jp

ホームページ : <http://www.senpoku.shinkumi.jp>

反社会的勢力に対する基本方針

当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり基本方針を定め、これを遵守します。

1. 組織としての対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対し、対応する職員の安全を確保しつつ組織全体として対応し、迅速な問題解決に努めます。

2. 外部専門機関との連携

当組合は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

3. 取引の未然防止を含めた一切の関係遮断

当組合は、信用組合の社会的責任を強く認識し、その責任を組織全体で果たすため、反社会的勢力との取引の未然防止を含めた一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当な要求には応じません。

4. 有事における民事と刑事の法的対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

5. 資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与の禁止

当組合は、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対して事案を隠ぺいするための資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。

金融商品に関わる勧誘方針

当組合は、信用組合のもつ基本理念に基づき、社会的使命と公共的役割を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努めております。また、これとともに平成13年4月1日より施行されます金融商品の販売法に関する法律第八条(勧誘方針の策定)に則り、金融商品の販売等に際しては、下記の事項を遵守し、勧誘の適正な確保を図ることとともにより一層お客様にご満足いただけるよう努めてまいります。

1. 当組合は、お客様に資産運用目的、知識、経験および財産の状況に照らして、適正な情報の提供と商品説明を行います。
2. 商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。

その際、当組合は、お客様に適正な判断をしていただくため、当該商品の重要事項について説明いたします。

3. 当組合は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 勧誘・販売の時間帯は店舗内においては所定の営業時間、その他訪問や電話による勧誘は、お客様のご事情を配慮した時間内に行います。

※金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせ下さい。

利益相反管理方針

1. お客様保護のための基本方針

当組合は、法令、諸規則、諸規程(以下、「法令等」といいます。)を遵守し、誠実かつ公正に事業を遂行し、当組合の商品・サービス(以下、「商品等」といいます。)を利用し又は利用しようとする方(以下、「お客様」といいます。)の正当な利益の確保及びその利便性の向上を図り、もってお客様からの信頼を確保するために継続的に取組みます。

2. お客様の利益が不当に害されないための利益相反管理について

当組合は、当組合とお客様の間における利益相反のおそれのある取引に関し、法令等および本基本方針に従い、お客様の利益が不当に害されることのないよう適切な利益相反管理措置を講じ、適正に業務を遂行します。

3. 利益相反管理の対象となる取引(対象取引)と特定方法

利益相反とは、当組合とお客様の間、及び、当組合のお客様相互間において利益が相反する状況をいいます。

当組合では、利益相反管理の対象となる利益相反のおそれのある取引(以下、「対象取引」といいます。)として、以下の①、②に該当するものを管理いたします。

- ① お客様の不利益のもとに、当組合が利益を得、または損失を回避している状況が存在すること
- ② ①の状況がお客様との間の契約上または信義則上の地位に基づく義務に反することまた、お客様との取引が対象取引に該当するかどうかにつき、お客様から頂いた情報に基づき、営業部門から独立した利益相反管理統括部署(監査課リスク管理部門)により、適切な特定を行います。

4. 利益相反取引の類型

対象取引は、個別具体的な事情に応じて対象取引に該当するかが決まるものですが、例えば、以下のような取引については、対象取引に該当する可能性があります。

- (1) お客様の不利益のもとに、当組合が利益を得たり、または損失を回避する可能性がある状況の取引
- (2) お客様に対する利益よりも優先して他のお客様の利益を重視する動機を有する状況の取引
- (3) お客様から入手した情報を不当に利用して当組合または他のお客様の利益を図る取引

5. 利益相反管理体制

適正な利益相反管理の遂行のため、当組合に利益相反管理統括部署(監査課リスク管理部門)を設置し、利益相反管理に係る当組合全体の情報を集約するとともに、対象取引の特定および管理を一元的に行い、その記録を保存します。

対象取引の管理方法として、以下に掲げる方法その他の措置を適宜選択し組み合わせることで、利益相反管理を行います。

- また、これらの管理を適切に行うため、研修・教育を実施し、組合内において周知・徹底するとともに、内部監査部門において監査を行い、その適切性および有効性について定期的に検証いたします。
- (1) 対象取引を行う部門とお客様との取引を行う部門を分離する方法
 - (2) 対象取引又はお客様との取引の条件又は方法を変更する方法
 - (3) 対象取引又はお客様との取引を中止する方法
 - (4) 対象取引に伴い、お客様の不利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客様に適切に開示する方法

6. 利益相反管理の対象となる会社の範囲

利益相反管理の対象となるのは、当組合のみとなります。

以上

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

〈苦情処理措置〉

ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または監査課にお申し出ください。

【仙北信用組合監査課】 連絡先 0228-32-3014

受付日：月曜日～金曜日(祝日および組合の休業日は除く)

受付時間：午前9時～午後5時

なお、苦情等対応手続については、当組合ホームページをご覧ください。

【ホームページアドレス】 <http://www.senpoku.shinkumi.jp>

保険業務に関する苦情は下記機関でも受け付けております。

【一般社団法人生命保険協会 生命保険相談所】

電話：03-3286-2648

【一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】

電話：0570-022808

〈紛争解決措置〉

【東京弁護士会紛争解決センター】 電話：03-3581-0031

【第一東京弁護士会仲裁センター】 電話：03-3595-8588

【第二東京弁護士会仲裁センター】 電話：03-3581-2249

以上の機関で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記当組合監査課又はしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客様から前記弁護士会の仲裁センター等に直接お申し出いただくことも可能です。なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様もご利用頂けます。さらに、東京以外の地域のお客様からの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。

①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

②現地調停：東京の弁護士会の幹旋人と東京以外の弁護士会の幹旋人が弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会下さい。

【一般社団法人全国信用組合中央協会しんくみ相談所】

受付日：月曜日～金曜日(祝日および協会の休業日は除く)

受付時間：午前9時～午後5時

電話：03-3567-2456

所在地：〒104-0031

東京都中央区京橋1-9-1(全国信用組合金館内)

リスク管理態勢について

基本姿勢

金融機関を取り巻く環境が大きく変化中、金融機関が直面するリスクも多様化、複雑化しています。よって、当組合では、これらのリスクを的確に捉え、経営体力に比して過大とならないよう適切に管理していくことが、「リスク管理態勢の充実」に繋がることと位置づけ、更なるリスク管理体制の強化に努めていきます。

当組合は業務上、管理すべきリスクを信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク(事務リスク・システムリスク・

法務リスク・風評リスク)に区分し、それぞれのリスク管理主管部署が適切に管理するとともに、リスク管理統括部署が組織横断的に統合的なリスク管理を行い、より一層の経営の健全性維持と安定した収益の確保に努めていきます。

区分	内容	管理方法	
信用リスク	信用リスクとは、お取引先企業・個人の業況の悪化等により、貸出金の回収が不能となったり、利息の徴収が不能となるリスクのことで、金融機関が晒されるリスクの中で最も重要かつ基本的なリスクです。	当組合では貸出資産の健全性の維持・向上を図るために、半期・年度での適時・適切な貸出資産の査定実施、担当部署による融資監査の実施等により信用リスクの管理を行っていきます。 また、組織面では営業(営業推進)部門・融資(審査)部門・管理部門をそれぞれ独立させ、部門間における相互牽制を実施してまいります。 さらに、本部において、融資課所管の対象事案の事前貸出協議会開催、管理課所管の営業店期中管理のヒアリングを実施し、信用リスクの評価を反映した、融資方針の策定など、リスク管理体制整備に取組み、適正な貸出審査・中間管理体制の強化を行ってまいります。 その上で、自己責任に基づく適正な資産査定を実施し、適切な償却・引当を行い、貸出資産の健全性確保及び不良債権の発生防止に努めてまいります。	
市場リスク	市場リスクとは、金利・為替など市場価格の変動によって将来の収益が変動するリスクのことで、一定の市場変化に対する損益の影響度合いを常に管理・把握することが重要です。	当組合では変動するリスクを管理・把握するためにALMシステムを活用し、計量的測定資料を基に金利や損益状況を把握するとともに変動するリスクの把握に努め、種類別や期間別に基準金利の設定等を行い、適切なコントロールにより、資産・負債の総合的な管理を行ってまいります。 また、これらのリスク状況は、定期的及び必要に応じてリスク管理委員会ならびに常務会に報告を行い、迅速で的確な対応が取れる体制を構築してまいります。	
流動性リスク	流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や風評等による予期せぬ資金の流失などにより、資金不足に陥るリスクのことで、	当組合では流動性管理として、日々の資金(定期性預金・流動性預金・現金・預け金・貸出金など)状況から市場流動性の状況を適切に把握していくとともに、即日資金化できる資産を確保してまいります。	
オペレーショナル・リスク	事務リスク	事務リスクとは、事務上のミスや不正により損失を受けるリスクのことで、	当組合では、事務処理にかかる内部事務規定等を整備し、正確かつ厳正な事務処理を通じて、お客様に信頼していただけるよう努めてまいります。 また、事務リスク管理については、内部事務規定等に基づき監査課が本店に対し定期的に内部(臨店)監査・指導を実施する一方、本店にも店内検査の定期的実施を義務づけるなど内部牽制の強化により、事故の発生防止に向け万全の体制を構築してまいります。
	システムリスク	システムリスクとは、コンピュータシステムの障害、不正利用あるいは自然災害などにより損失を受けるリスクのことで、	コンピュータシステムは金融機関にとって必要不可欠なものであり、安全かつ有効に機能させていくこととして、当組合では、定期的にオンラインシステムの各種機器の点検を実施してまいります。また、当組合が加盟しているSKC(共同)センターは、システムの安全性や信頼性、遵守性を確保するためにシステムリスクに係る外部監査を導入し、システムの企画・開発管理、障害対策を含めた運用管理、さらに顧客情報を保護するためのセキュリティ管理などを推進し、安全かつ信頼性の高いシステム機能維持に万全を期してまいります。
	法務リスク	法務リスクとは、当組合の経営やお客様とのお取引等において、法令や組合内規程等に違反する行為並びにそのおそれのある行為が発生し、当組合の信用毀損や法的な責任追及を受けることにより損失を被るリスクのことで、	当組合では、基本方針、経営理念、コンプライアンス・マニュアル、プログラム等に基づき、コンプライアンス(法令等遵守)態勢を整備し、各種業務における法務リスクの検証と適切な管理により、当組合の損害の発生防止、極小化を図り、信用維持の確保に努めてまいります。
	風評リスク	風評リスクとは、金融機関及び信用組合業界の動向に対する評判の悪化がお客様の信用不安を招き、当組合が影響を被るリスクのことで、	当組合では「地域になくなくてはならない金融機関」とみなさまに感じていただけるよう、常日頃から役職員が、日常業務及び地域との関わりを通じ、お客様との強い信頼関係の構築に励んでまいります。 さらにディスクロージャー誌等により透明度の高い情報開示を積極的に行い、当組合の経営の健全性を広くお客様に伝達するとともに、常に公共報道やインターネット等を利用した風評情報によるお客様等の動向の変化にも注視するなど、モニタリングの実施にも力をいれてまいります。そして当組合の評判に影響を及ぼすと思われる事項については情報を正確に把握、原因を究明し、迅速、的確に風評リスクを回避するための万全の方策を講じ、風評リスク管理体制を確立してまいります。

業務のご案内


 主な預金商品のご案内

種類	内容と特徴	期間	お預け入れ額等	
当座預金	商取引に安全で便利な手形、小切手をご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上	
普通預金	日常の入出金をはじめ、給与、配当金、年金の自動受け取り、公共料金の自動支払いなどにご利用いただけます。お引き出しはキャッシュカードが便利です。	出し入れ自由	1円以上	
無利息型普通預金	預金保険制度により、全額保護される預金です。利息はつきませんが、普通預金と同様にご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上	
総合口座	普通預金、定期預金、定期積金を1冊の通帳にまとめ、受け取る、支払う、貯める、借りるが可能となる頼もしい口座です。	普通預金は出し入れ自由	普通預金は1円以上 定期預金は1,000円以上の自動継続	
貯蓄預金	普通預金の手軽さと定期預金の有利さを兼ね備えた預金です。お預け入れ金額に応じ金利が設定される便利でお得な預金です。	出し入れ自由	基準残高10万円以上	
定期預金	スーパー定期	まとまった資金をより有利に運用して頂けます。お預け入れ期間中の適用金利は満期日まで変わりませんので安心、確実です。	1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、1年、2年、3年、4年、5年 満期日指定型	1,000円以上(上限は原則として1,000万円未満)
	懸賞金付定期預金「スーパードリームのぞみ」	通常のスーパー定期に懸賞金がついたお得な定期預金です。	1年満期日指定型	10万円1口で1,000万円以下
	せんぽく年金定期「しあわせ300」	当組合を受取口座とした年金受給者を対象として利息は通常の定期預金より有利となっています。	1年満期日指定型	1,000円以上 300万円以下
定期預金	スーパー積金	貯めたい目的に向かって毎月積立ができます。夢の実現へ向けて計画的に貯蓄が可能です。	6ヶ月以上5年以内	掛込金額 1,000円以上
	まごころ積金	当組合を受取口座とした年金受給者を対象として利息は通常の定期積金より有利となっています。	6ヶ月以上5年以内	隔月掛込金額 5,000円以上


 主な個人向けご融資・ローン等のご案内

種類	特徴・お使いみち	ご融資金額	ご融資期間	ご返済方法
「東日本大震災」災害復旧ローン	被災した家具や家電製品、住宅の補修・修繕資金等の復旧ローンです。災害の復旧を目的としており他商品に比べ低金利にてご利用いただけます。	10万円以上500万円以下。但しWebからの申込の場合は300万円以内。	8年以内。 ※元金据置最長1年間を含みます	元利均等返済
スーパーフリーローン「借得」	お使いみちはご自由で、手続きも簡単便利です。プランの実現にお気軽にご利用いただけます。	10万円以上300万円以下。但し主婦・パート・アルバイトは30万円以内。	7年以内。	元利均等返済
カーライフローン「ドライブ」	車両購入や車検費用、自動車関連用品購入資金にご利用いただけます。	10万円以上500万円以下。※借換の場合は残高の範囲内。	8年以内。 (6ヶ月単位)	元利均等返済
シルバークライフローン	高齢者向けフリーローンで、健康で文化的な生活を営むために必要な資金にご利用いただけます。	10万円以上100万円以下。※前年度年収の50%以内。	5年以内。	元利均等返済 (隔月返済可)
せんぽく奨学ローン「希望」	入学金や授業料、生活費等の学資金にかかるローンです。ご融資利率は3段階となっており、審査結果に応じご利用いただけます。	10万円以上500万円以下。	15年以内。※借換による最長期間は残月数を超える直近の6の整数倍以内。	元利均等返済
学資応援団「チャンス」	極度型の教育ローンで借入期間、返済期間問わず随時返済も可能と利便性の高い商品です。	100万円、150万円、200万円、250万円、300万円、350万円、400万円、450万円、500万円の極度額。	3年毎の自動更新とし最終年齢は70歳。	度額別元金定額払(利息振替方式)※卒業予定年月日までは元金据置可。元金の随時返済は保証期間を通して可
栗原市のぞみローン	他の金融機関等で借入しているローン(事業性資金は除きます)を1本にまとめることで月々のご返済負担が軽減されます。宮城県栗原市と連携し、ご相談に対応しています。	1,000万円以内。	6年以上10年以内。 ※不動産担保を設定する場合は20年以内	元利均等返済
とめ安心サポートローン	他の金融機関等で借入しているローン(事業性資金は除きます)を1本にまとめることで月々のご返済負担が軽減されます。宮城県登米市と連携し、ご相談に対応しています。	1,000万円以内。	6年以上10年以内。 ※不動産担保を設定する場合は20年以内	元利均等返済
カードローン「借得R」	お買いものやレジャー等のイザという時に大変便利なカードローンです。ご融資利率は3段階となっており、審査結果に応じご利用いただけます。	50万円、100万円、150万円、200万円、250万円、300万円の極度額。	1年。(自動更新)	定額返済。 随時返済可
住まいのいちばんプラス	住宅の新築や増改築、住宅用地、自己居住用中古物件購入資金など最大で担保評価額の100%+500万円までご利用いただけます。	100万円以上6,000万円以内。	2年以上35年以内。	元利均等返済
住まいのいちばんネクストV	住宅の新築や増改築、住宅用地、自己居住用中古物件購入資金など最大で担保評価額の200%までご利用いただけます。	100万円以上10,000万円以内。	2年以上35年以内。	元利均等返済
安心ぶらす	普通預金にセットする当座貸越で、預金残高不足時に自動的に貸越となり、公共料金等の引き落としに大変便利です。	30万円、50万円、100万円の極度額。	1年。(自動更新)	元金：随時返済 お利息：元加方式
せんぽくメモリアル「旅立ち」ローン	原則、翌日までに審査結果の諾否をご連絡します。万が一の葬祭関連費用にタイムリーにお使いいただけます。	10万円以上300万円以下。	6ヶ月以上5年以内。	元利均等返済 元金一括返済
せんぽくブライダルローン「歩み」	結納・結婚披露宴等にかかる費用を計画的にご利用いただけます。	10万円以上300万円以下。	6ヶ月以上6年以内。	元利均等返済 元金一括返済

※ 主な事業者向け融資のご案内

種類		特徴・お使いみち	ご利用条件等
プロパー資金	一般資金	仕入れ資金や諸経費支払等の運転資金、車両代替や機械購入等の設備資金にご利用いただけます。	当組合営業区域内に事務所・事業所を有し、事業を営む個人・法人
	S G・30	仕入れ資金や諸経費支払等の運転資金、車両代替や機械購入等の設備資金にご利用いただけます。	当組合営業区域内に事務所・事業所を有し、事業を営む個人・法人で毎期安定して利益計上している中小企業者
	せんぽくアパートローン	賃貸用のアパート・マンション・戸建ての新築や建替え、土地及び中古賃貸物件購入資金や、これらに付随する諸費用(事務手数料、火災保険料、登記費用)等にご利用いただけます。	当組合営業区域内にお住まいの個人の方 当組合営業区域内に事務所・事業所を有し、事業を営む個人・法人で同一事業を引き続き2年以上営んでいる中小企業者
県制度保証	経営安定資金保証制度 一般資金	車両代替や機械購入等の設備資金、諸経費支払等の運転資金にご利用いただけます。	当組合営業区域内に事務所・事業所を有し、事業を営む個人・法人・組合で、次のいずれか資金を必要としている中小企業者 1 経営基盤、経営体質の改善を必要とする方 2 経済の変動等外部要因により経営が不安定化し本件融資により、経営の安定が図れる方
	経営力強化サポート資金	売上の減少等により経営改善が必要な中小企業者で経営の安定を図るための資金です。	当組合営業区域内に事務所・事業所を有し、事業営む個人・法人・組合で、金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う方
	産業振興資金 創業育成資金	新たに事業を始める、又は創業後5年未満の中小企業者を支援する資金です。	当組合営業区域内で新たに事業を開始する方で、次のいずれかに該当する方 (1)創業等を行うとする方で一定の要件を満たす方(創業者) (2)創業後5年を経過していない方で一定の要件を満たす方(新規中小企業者)
市町村制度保証	栗原市中小企業振興資金保証制度	栗原市との提携資金で車両代替や機械購入等の設備資金、諸経費支払等の運転資金にご利用いただけます。信用保証協会保証料は栗原市より全額補給されます。	法人にあっては栗原市内に主たる事務所又は事業所を1年以上有し、個人にあっては栗原市内に1年以上住所を有し、かつ、栗原市内において同一事業を引き続き1年以上営んでいる中小企業者
	登米市中小企業振興資金保証制度	登米市との提携資金で車両代替や機械購入等の設備資金、諸経費支払等の運転資金にご利用いただけます。信用保証協会保証料は登米市より全額補給されます。	登米市に居住し、かつ、登米市内で事業を営んでいる方

※ 為替・収納業務のご案内

種類	内容
内国為替	全国どこの金融機関へでもスピーディーにお振込が出来、どこからでも手形や小切手のお取立てができます。

※ 窓口・販売業務のご案内

種類	内容
損害保険	当組合の住宅ローンをご利用いただくお客様向けに、長期火災保険(しんくみ安心マイホーム)をお取扱いしております。
個人年金保険	老後の生活資金を確実にご準備いただける一時払いの保険や、月々一定の保険料を払い込みいただき、お受取り期間は5年、10年、15年をお選びいただける保険をお取扱いしております。

※ 各種サービスのご案内

種類	内容
キャッシュサービス	当組合の本支店はもちろん、日本全国の提携金融機関およびゆうちょ銀行やセブン銀行ATMで当組合のキャッシュカードをご利用いただけます。土・日・祝日も現金のお引き出しやお預け入れができます。
ジェイデビットカード	ジェイデビットマークのある加盟店なら当組合のキャッシュカードがデビットカードとしてご利用いただけます。買物代金支払いの際、専用端末にカードを通して暗証番号を押すだけで預金口座から即日引き落としとなります。(手数料不要)
各種自動受取	給与・年金・配当金等が自動的にご指定の口座へ振込まれますので便利で安心です。
各種自動支払	電気・ガス・水道・電話・NHK等の公共料金のほか、税金・学校授業料・保険料・クレジットなどが自動的にご指定の口座から支払われますので便利で安心です。
夜間金庫	営業時間終了後、売上金などをあらかじめご指定の預金口座に入金いたします。
インターネットバンキング モバイルバンキング	インターネットバンキングやモバイルバンキングをお使いになれば、窓口に向向かなくてもお振込や、口座の残高照会、入出金明細照会等がご利用いただけます。なお照会サービスは無料でご利用になれます。
でんさいネット	「でんさい」は手形に代わる新たな決済手段で電子記録債権の受取り、発生記録、譲渡記録がご利用できるサービスです。
しんくみお得ネットサービス	全国各地にある信用組合の自動機(CD、ATM)を無料でご利用いただけるサービスです。(提携信用組合間のみ)
セブン銀行	全国のセブン・イレブンやイトーヨーカドーに設置のセブン銀行ATMで、「お引出し」「お預入れ」等がご利用いただけます。

※ 付帯業務

種類	内容
債務の保証業務	
代理業務	全国信用協同組合連合会、(株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫 等の代理貸付業務 (独)中小企業基盤整備機構、(独)勤労者退職金共済機構 等の代理店業務
地方公共団体の公金取扱業務	
株式払込金の受入代理業務及び株式配当金の支払代理業務	

＊しんくみWebローンサービス

当組合のホームページから、24時間ローンをお申込みできる「しんくみローンサーチ」をお取扱ひしています。なお、ローンはFaxでもお申込みいただけます。

インターネット画面から クリック!

●お申込み手順

① 当組合ホームページにある「しんくみローンサーチ」ボタンをクリック。



② 「しんくみローンサーチ」のページが表示されます。



③ 商品一覧よりご希望のローン商品をお申込みください。

商品内容の詳細や諸費用、金利、ご返済目安及びご不明な点等がございましたら、下記ローン相談窓口またはお近くの店舗、営業担当者にご相談ください。

ローン相談窓口 フリーダイヤル 0120-32-3014

※留意事項／「しんくみローンサーチ」は、仮申込みのため、お借入れの際は別途窓口で正式なお手続きが必要となります。
・審査の結果によっては、お客さまのご希望にそえない場合があります。

主な手数料のご案内

(手数料は8%の消費税が含まれています。)

主な為替手数料

(単位：円)

種 類		組 合 員	一 般	
振 込	窓口利用	当組合 自店あて	無 料	
		当組合 他店あて	5万円未満 無 料 216 5万円以上 無 料 432	
		他行あて (電信扱)	5万円未満 432 540 5万円以上 648 756	
		他行あて (文書扱)	5万円未満 324 432 5万円以上 540 648	
		ATM利用		
		キャッシュカード・ローンカード利用	当組合 自店あて	無 料
	当組合 他店あて		無 料	
	現金振込	他行あて	5万円未満 216 324 5万円以上 432 540	
		当組合 自店あて	無 料	
	当組合 他店あて	無 料		
		他行あて	5万円未満 432 5万円以上 648	
	インターネットバンキング・モバイルバンキング			
振 替	5万円未満	無 料		
	5万円以上	無 料		
振 込	当組合 自店あて	5万円未満 無 料 5万円以上 無 料		
	当組合 他店あて	5万円未満 無 料 108 5万円以上 無 料 324		
	他行あて	5万円未満 216 324 5万円以上 432 540		
	代 金 取 立	当組合 本支店	無 料	
その 他 の 手 数 料	振込、送金、取立手形(手形、小切手)の粗戻料	他 行 至急扱	864	
		普通扱	648	
	不 渡 手 形 返 却 料		648	
取 立 手 形 店 頭 呈 示 料		648		

※ATM利用でのお振込の受付は、信用組合間平日20:00まで、休日18:10までとなります。また、他行宛のお振込の受付は、平日20:00まで、休日17:00までとなります。

※平日15:00以降、ならびに土日祝日のお振込みは翌営業日扱いとなります。

主な融資手数料

(単位：円)

種 類		組 合 員	一 般
事 務 取 扱 手 数 料	スーパーフリーローン「借得」	1件	1,080 1,620
	カードローン「借得R」	〃	無 料
	住宅ローン	〃	21,600 32,400
	つなぎ資金	〃	5,400 10,800
	せんぽくアパートローン	〃	75,600 —
	割引手形新規	〃	1,080 1,620
	手形貸付新規	〃	1,080 1,620
	証書貸付新規	〃	1,080 1,620
	当座勘定貸越新規	〃	5,400 10,800
	各 種 発 行 ・ 照 会 手 数 料	融資残高証明書発行	1通
融資証明書発行		〃	5,400 10,800
利息支払証明書発行		〃	540 1,080
住宅取得資金年末残高等証明書発行		〃	540 1,080
ローンカード(事業者カード)発行		初回利用時	無 料
信用情報照会		1件	2,160 3,240
不 動 産 担 保 事 務 手 数 料	営業地区内 (根) 抵当権設定	1件	21,600 32,400
	(根) 抵当権変更登記 (減額・増額・順位変更等)	〃	21,600 32,400
	営業地区外 (根) 抵当権設定 (公共交通機関利用)	〃	32,400 43,200 プラス実費
変 更 事 務 手 数 料	(根) 抵当権変更登記 (公共交通機関利用)	〃	32,400 43,200 プラス実費
	金利区分変更	〃	5,400 10,800
	貸付条件の変更	〃	10,800 16,200
	貸付条件の変更(消費者ローン)	〃	5,400 10,800
準消費貸借による条件変更	〃	32,400 43,200	
繰 上 償 還 手 数 料	住 宅 ロ ー ン 5年以内	〃	5,400 6,480
	5年超 10年以内	〃	3,240 4,320
	10年超	〃	無 料
その 他	その他融資(借換時の繰上償還は除きます。)	〃	5,400 6,480
その 他	火災保険確定日付事務取扱手数料	1通	2,160 3,240
	公正証書事務取扱手数料	1通	5,400 10,800

(注)重複項目に該当する場合は、手数料の高い方を採用します。

主な手数料

(単位：円)

種 別		組 員	一 般
小切手交付料	1冊(50枚)	1,080	1,620
	1枚	43	108
約束手形交付料	1冊(50枚)	1,080	1,620
	1枚	43	108
マル専口座開設取扱手数料	割賦販売通知書(1枚)	3,240	5,400
マル専手形発行手数料	1枚	540	1,080
自己宛小切手発行手数料	1枚	540	1,080
通帳、証書再発行手数料	1枚	1,080	1,620
キャッシュカード再発行手数料	1枚	1,080	1,620
預金残高証明書発行手数料	1枚	324	540
その他証明書発行手数料(出資金など)	1枚	324	540
夜間金庫手数料			
基本月額利用手数料	入金袋3個まで	4,860	6,480
追加1個につき右記の金額を上乗せ	入金袋1個	1,080	2,160

主なでんさいサービス窓口代行手数料

(単位：円)

種 類		金 額
利用者情報登録・変更(利用申込)	1件	無 料
発生記録(債務者・債権者請求方式)	1件	1,080
譲渡記録	1件	1,080
分割記録	1件	1,080
保証記録	1件	1,080
変更記録	1件	1,080
支払等記録	1件	1,080
開示請求(提供情報・記録事項)	1件	1,080
残高証明書	1件	4,320
電子記録債権貸付(割引)	1件	1,080
電子記録債権貸付(譲渡担保)	1件	1,080

両替手数料

(単位：円)

希望金種の合計枚数	手 数 料
1枚～50枚以下	無 料
51枚～500枚以下	216
501枚～1,000枚以下	324
1,001枚～2,000枚	648
以降1枚～1,000枚毎に324円を加算	

※1回の両替(両替票が複数枚の場合は合算)で希望される金種の合計枚数に応じ、上記手数料がかかります。

※現金による払戻し時に金種を指定される場合、「払戻枚数から1万円札の金種を除いた枚数」に応じ、両替と同額の手数料がかかります。ただし、1万円札に新券を指定された場合は、その枚数を含みます。

現金自動預払機(ATM)手数料

(単位：円)

入 出 金	当組合カード		しんくみお得ねっと		他金融機関カード		ゆうちょ銀行カード	
	出金	入金	出金	入金	出金	入金	出金	入金
平 日	8:00～8:45	108	無料	216		216		216
	8:45～18:00		無料		108	108		108
	18:00～20:00	108	無料	216		216		216
土 曜	8:00～9:00	108	無料	216				216
	9:00～14:00		無料		108	216		108
	14:00～20:00	108	無料	216				216
日 祝 日	8:00～20:00	108	無料	216		216		216

※上記の時間は当組合ATMの営業時間です。

金融機関により入出金のできる時間が異なりますのでご了承下さい。

※全国の信用組合が提携し、各地に設置されている自動機(CD/ATM)の利用手数料が無料になる「しんくみお得ねっと」サービスをはじめております。これにより、提携信用組合のキャッシュカードは、指定のサービス時間(平日8:45～18:00 土曜日9:00～14:00)内は、提携信用組合の自動機で利用手数料は無料で、現金の引出しができます。また、当組合のキャッシュカードはセブンイレブンとイトーヨーカドーにあるセブン銀行ATMでもご利用いただけます。尚、上記の「しんくみお得ねっと」サービスタイム内の取引手数料は無料になります。

仙北信用組合の概要

名 称	仙北信用組合
略 称	コミュニティバンクせんぽく
理 事 長	山野邊 照 明
所 在 地	宮城県栗原市若柳字川北中町11番地
設 立	昭和30年8月3日
性 格	地域信用組合
総 資 産	36,836百万円
自己資本	1,602百万円
営 業 地 区	栗原市、登米市、気仙沼市、本吉郡南三陸町
営 業 時 間	午前9時から午後3時

現金自動預払機稼働時間(ATM)

通	年	午前8:00～午後8:00
正月三が日、ゴールデンウィークも稼働しております。		
た だ し、	栗原市立栗原中央病院出張所	
平	日	午前8:30～午後8:00
土・日・祝日・年末日		午前9:00～午後5:00
正月の1月3日はお休みです。		

組合員数	17,982名
事業内容	預金業務、融資業務、為替業務、サービス業務、相談業務、でんさいネット

役員一覧

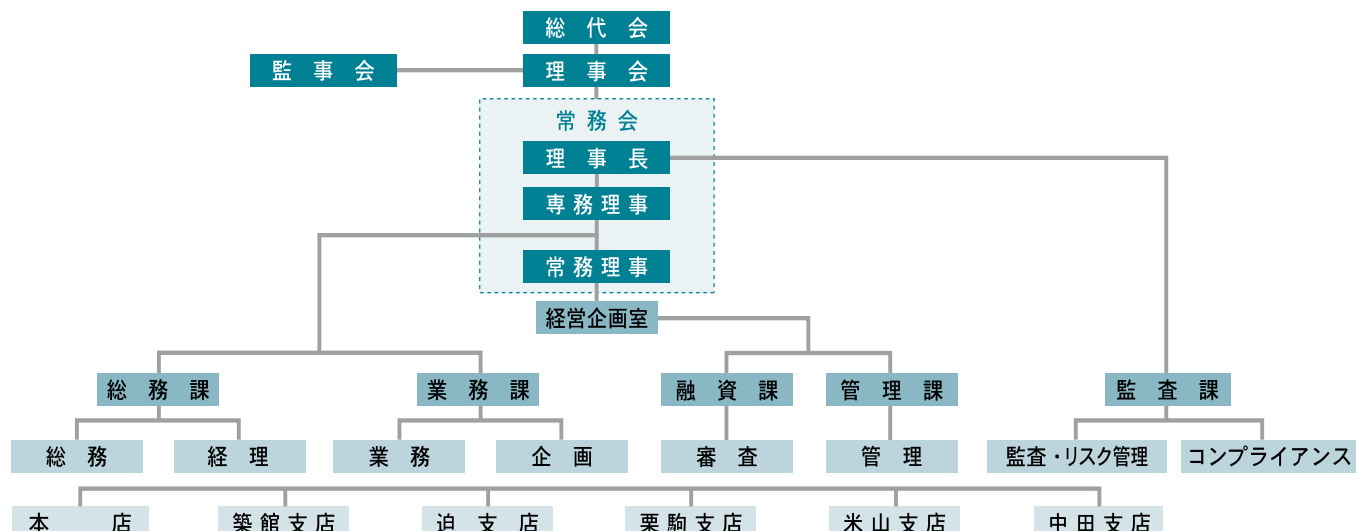
平成27年6月26日現在

理 事 長	山野邊 照 明	専務理事	三 浦 幸 雄	常務理事	岩 淵 進
理 事	千 葉 節 朗	理 事	石 沢 賢 士	理 事	高 橋 久 寿
理 事	鈴 木 秀 一	理 事	今 野 秀 俊	理 事	日 下 俊
監 事	田 口 安 浩	監 事	佐 藤 市 郎		

※当組合は、職員出身者以外の理事6名の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。

組織図

平成27年6月26日現在



組合員

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に、組合員一人ひとりの意見を尊重し、金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組合組織です。

組合員は当組合が営業する地区にお住まいか、お勤めの皆さま、中小規模の事業者の皆さま等が組合員になる資格を有していますが、従業員数が300名以上など一定規模を超える事業者の方は組合員になることはできません。これは中小規模の事業者の皆さまの公正な経済活動の機会を確保し、その経済的地位の向上を図ることを目的と

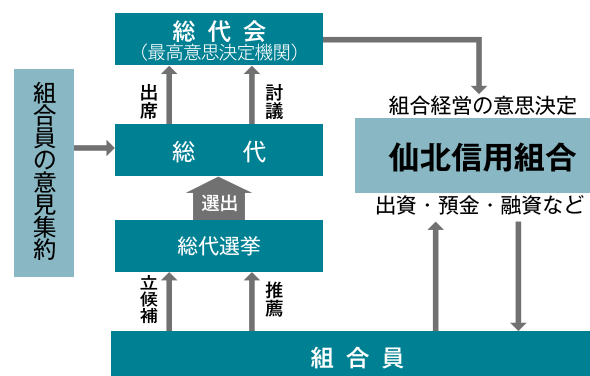
した法律によるものです。組合員になる場合、一口1,000円以上の出資金が必要となります。当組合は、この出資金を基本に、組合員の皆さまや地域の皆さまからお預かりした預金を資金源として金融事業を行っています。

信用組合の運営のための重要な事項を決定する際は組合員全員で構成する「総代会」が最高議決機関です。組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権を持ち、総代会を通じて組合の経営に参加しています。

総代会の仕組み

組合員数が多い信用組合では、総会の開催は事実上困難なことから、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するために、総会に代えて総代会制度を採用することもでき、当組合も採用しています。総代会は組合員の皆さまによる選挙により選出された「総代」で組織し、当組合の様々な重要事項を決定しています。

当組合では、総代会に限定することなく、「せんぽく顧客満足度アンケート」調査や「地区総代会」を実施するなど、日常の営業活動を通じて、総代や組合員とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでいます。



総代の選出方法・任期・定数

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、組合員の幅広い層の中から、定款および総代選挙規約に基づき、公正な手続きを経て選出されます。

(1) 総代の選出方法

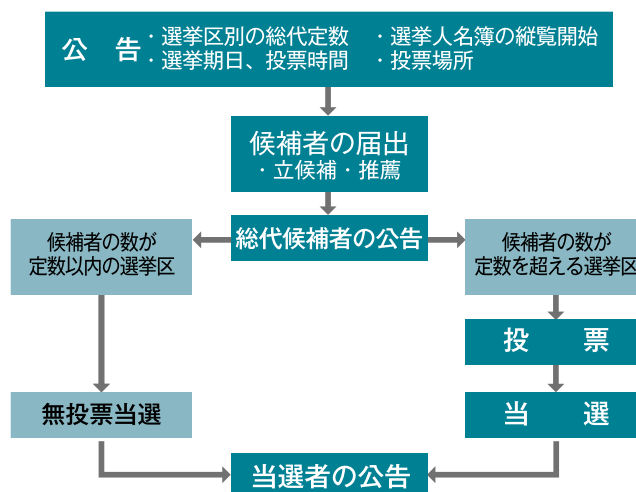
総代は組合員であることが前提条件であり、総代選挙規約等に則り、各地区(選挙区)毎に自ら立候補した方もしくは地区(選挙区)内の組合員から推薦された方の中から、その地区(選挙区)に属する組合員により、公平に選挙を行い選出されます。なお、総代候補者(立候補者、(推薦を含む))を当選者として投票は行っていません。

(2) 総代の任期・定数

総代の任期は2年となっております。なお、当組合は地区(選挙区)を6つの区に分け、総代の選出を行っています。

総代の定数は、100人以上140人以内です。地区別の定数は、地区の組合員数と総組合員数の按分比により算出しております。(平成27年3月31日現在の組合員数は17,982人)。

総代の選挙までの手続き



第60回通常総代会の決議事項

平成27年6月25日に第60回通常総代会を開催し、当日は総代111名のうち、出席80名(うち、委任状による代理出席26名)のもと、次の決議事項が付議され、原案のとおり承認・可決されました。

決議事項

- 第1号議案 第60期貸借対照表、損益計算書承認の件
原案のとおり承認・可決されました。
- 第2号議案 第60期剰余金処分案承認の件
原案のとおり承認・可決されました。
- 第3号議案 第61期事業計画および収支予算案承認の件
原案のとおり承認・可決されました。
- 第4号議案 平成27年度借入金最高限度額
および借入先金融機関承認の件
原案のとおり承認・可決されました。
- 第5号議案 組合員除名に関する件
原案のとおり承認・可決されました。



総代の皆さま (順不同：敬称略。)

平成27年6月26日現在

地区名	総代定数	総代氏名																						
第1地区 栗原市(若柳、志波姫) 登米市(石越町)	21名	伊藤 正吾◇	猪股 研③	及川 明◇	岡本 邦雄③	小野寺健太郎◇	川嶋 保美◇	菅野 厚子④	熊谷倫太郎②	後藤 信男④	佐々木英雄⑤	佐藤 良文④	鈴木 正彦②	高橋 亨②	只見 直美④	千葉 清④	千葉 鉄夫◇	千葉 芳照④	永井 正典②	新田 一雄④	土生 浩也④	三浦 忠博◇		
第2地区 栗原市(築館、一迫、 高清水、瀬峰、花山)	17名	上西二三男④	亀田 伸男④	鹿野 敏②	狩野 忠由④	菊地 和彦④	今野 敏昭④	佐藤 勝郎④	菅原 勝直◇	菅原 冨子③	菅原 恭夫④	曾根 永行◇	野口 春幸◇	長谷川 敬②	兵藤 充彦②	松枝 照明④	和田 雅弘④	渡辺 恭嘉⑤						
第3地区 登米市(迫町) 本吉郡南三陸町	23名	青野 正弘②	阿部 賢悟④	阿部 泰彦⑤	石川 法夫③	伊藤 俊郎◇	岩間 明男◇	遠藤 諭②	及川 幾雄②	及川 克則③	太田 陽平②	大野 康一②	加藤 節夫⑤	後藤 福子②	西城 洋市②	佐竹 孝行⑤	佐藤 勝彦④	佐藤 昌市①	佐藤 哲弥④	武山 英昭④	三浦 博④	三浦 義明④	武川 毅③	富士原裕子②
第5地区 栗原市 (栗駒、金成、鶯沢)	16名	阿部 時雄◇	小野寺良隆④	黒田 敏男④	後藤紀美夫④	佐々木和典③	佐々木新一②	佐々木仁子和子④	佐藤 憲一③	菅原 長一◇	菅原 洋④	菅原 正樹②	菅原 宗勝◇	清水 澄雄①	太宰 武弘④	芳賀 恭⑤	三浦 治⑤							
第6地区 登米市(米山町、南方町、 登米町、豊里町、津山町)	16名	阿部 幹男④	新井 信博④	石川志穂子①	伊藤 克成⑤	大久保謙司①	大沼 礼和②	小野寺忠雄①	加藤 亮④	木村 和宏③	佐々木 啓②	主藤 敏寛⑤	鈴木 悦雄②	高橋 哲②	千葉 治男◇	千葉 正幸②	渡邊 好信②							
第7地区 登米市(中田町、東和町) 気仙沼市	18名	飯塚 敏郎⑤	石川 久⑤	石塚 義隆⑤	五安城いを子①	片岡 大助③	工藤 秀樹②	熊谷 貞雄⑤	杉田 広仁②	鈴木 重司⑤	高橋正一郎②	千葉 健一①	千葉 守◇	蛭田 宗生⑤	三浦孝次郎⑤	山内 孝彦②	浅倉 真理◇	後藤 眞◇	谷村 明信②					

※1 氏名の後に総代就任回数を記載しております。 ※2 就任回数が5回を超えている場合は、◇で示しております。

財務諸表

● 法定監査の状況

当信用組合は、協同組合における金融事業に関する法律第5条の8に規定する法定監査は義務づけられておりませんので、監事による監査を実施しております。

● 代表理事による確認

私は当組合の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第60期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

平成27年6月26日

仙北信用組合

理事長 山野邊照明



● 継続企業の前提の重要な疑義

該当なし

● 貸借対照表(資産)

(単位:千円)

科 目	平成25年度	平成26年度
現金	690,111	552,747
預け金	11,528,261	10,359,555
有価証券	5,061,505	7,074,437
国債	5,043,750	4,970,780
株式	12,350	12,350
その他の証券	5,405	2,091,307
貸出金	18,901,177	19,488,995
割引手形	73,424	97,002
手形貸付	1,217,684	1,297,583
証書貸付	16,778,756	17,057,748
当座貸越	831,312	1,036,660
その他資産	139,133	134,789
未決済為替貸	3,886	3,843
全信組連出資金	60,000	60,000
未収収益	34,046	36,988
その他の資産	41,200	33,956
有形固定資産	417,039	397,557
建物	214,394	201,625
土地	165,806	165,806
その他の有形固定資産	36,839	30,125
無形固定資産	6,116	4,722
その他の無形固定資産	6,116	4,722
債務保証見返	14,129	3,590
貸倒引当金	△ 1,455,983	△ 1,179,480
(うち個別貸倒引当金)	△ 1,415,016	△ 1,136,714
資産の部合計	35,301,492	36,836,916

● 貸借対照表(負債および純資産)

(単位:千円)

科 目	平成25年度	平成26年度
預金積金	32,814,101	34,015,817
当座預金	91,869	68,449
普通預金	10,765,580	11,626,978
貯蓄預金	184,230	169,069
定期預金	20,107,399	20,581,435
定期積金	1,578,823	1,471,904
その他の預金	86,198	97,981
借入金	1,000,000	1,000,000
当座貸越	1,000,000	1,000,000
その他負債	82,522	83,755
未決済為替借	10,087	6,220
未払費用	18,204	26,277
給付補填備金	1,694	1,171
未払法人税等	1,414	1,414
前受収益	15,101	15,721
払戻未済金	15,682	12,544
職員預り金	18,567	18,881
その他の負債	1,770	1,526
退職給付引当金	81,606	76,642
偶発損失引当金	10,089	3,334
睡眠預金払戻損失引当金	322	369
繰延税金負債	3,801	20,427
債務保証	14,129	3,590
負債の部合計	34,006,574	35,203,937
(純資産の部)		
出資金	1,154,153	1,147,684
普通出資金	444,153	437,684
優先出資金	710,000	710,000
利益剰余金	131,758	431,683
利益準備金	—	14,000
その他利益剰余金	131,758	417,683
特別積立金	—	60,000
当期末処分剰余金	131,758	357,683
組合員勘定合計	1,285,911	1,579,367
その他有価証券評価差額金	9,007	53,611
評価・換算差額等合計	9,007	53,611
純資産の部合計	1,294,918	1,632,978
負債および純資産の部合計	35,301,492	36,836,916

● 損益計算書

(単位:千円)

科 目	平成25年度	平成26年度
経常収益	1,009,740	1,017,225
資金運用収益	664,184	580,803
貸出金利息	531,949	502,991
預け金利息	25,360	27,223
有価証券利息配当金	104,474	48,189
その他の受入利息	2,400	2,400
役員取引等収益	45,662	44,290
受入為替手数料	26,420	24,720
その他の役員収益	19,242	19,570
その他業務収益	254,186	259,585
国債等債権売却益	247,588	254,661
国債等債権償還益	78	—
その他の業務収益	6,519	4,924
その他経常収益	45,707	132,546
貸倒引当金戻入益	40,628	124,115
償却債権取立益	2,260	631
その他の経常収益	2,818	7,798
経常費用	847,291	685,079
資金調達費用	27,263	28,297
預金利息	25,095	26,251
給付補填備金繰入金	1,012	850
借入金利息	1,000	1,000
その他の支払利息	155	195
役員取引等費用	85,792	84,522
支払為替手数料	11,075	11,083
その他の役員費用	74,717	73,439
その他業務費用	140,720	169
国債等債権売却損	140,595	—
その他の業務費用	124	169
経 費	518,710	549,064
人件費	295,049	316,949
物件費	218,663	227,584
税金	4,997	4,530
その他経常費用	74,803	23,025
貸倒金償却	5,903	—
その他資産償却	15,769	16,220
その他の経常費用	53,130	6,804
経常利益	162,449	332,146
特別利益	—	3,000
その他の特別利益	—	3,000
特別損失	1,237	5,032
固定資産処分損	457	132
その他の特別損失	780	4,900
税引前当期純利益	161,212	330,114
法人税、住民税及び事業税	1,977	5,146
法人税等合計	1,977	5,146
当期純利益	159,234	324,967
繰越金(当期末残高)	△ 27,475	32,715
当期末処分剰余金	131,758	357,683

● 剰余金処分計算書

(単位:千円)

科 目	平成25年度	平成26年度
当期末処分剰余金	131,758	357,683
剰余金処分額	99,042	254,476
利益準備金	14,000	36,000
特別積立金	60,000	200,000
普通出資配当金	2,262	2,176
優先出資配当金	22,780	16,300
繰越金(当期末残高)	32,715	103,206

● 経理・経営内容

(注 記) 貸借対照表

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法(または部分純資産直入法)により処理しております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物 15年～38年 その他 2年～20年

- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は定額法により償却しております。なお、ソフトウェア、のれんの償却については該当がございません。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は該当がございません。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てております。
全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当てを行っております。
- 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額としておりますが、計上はしていません。
- 役員賞与引当金は役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額としておりますが、計上はしていません。
- 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、必要額を計上しております。
なお、当組合は、複数事業主(信用組合等)により設立された企業年金制度(総合型厚生年金基金)を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。
(1)制度全体の積立状況に関する事項(26年3月31日現在)
年金資産の額 336,481百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 323,166百万円
差引額 13,315百万円
(2)制度全体に占める当組合の掛金拠出割合
(自25年4月1日 至26年3月31日) 0.267%
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額としておりますが、計上はしていません。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積りも必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度による負担金の将来における 支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
- 金融商品取引責任準備金は受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法48条の3第1項及び金融商品取引業に関する内閣府令第189条の規定により定めるところにより算出した額としておりますが該当がございません。
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 309百万円
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額 1百万円
- 子会社等の株式又は出資金の総額 1百万円
- 子会社等に対する金銭債権総額 1百万円
- 子会社等に対する金銭債務総額 1百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額 518百万円
- 有形固定資産の圧縮記録額 1百万円
- 貸出金のうち、破綻先債権額は257百万円、延滞債権額は2,486百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債権者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は1百万円であります。
なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権に該当するものはありません。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は2,744百万円であります。
なお、22.から25.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、電子計算機及び営業用車両についてリース契約により使用しております。
- 手形割引により取得した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形の額面金額は、1百万円であります。
- 担保に提供している資産は、次のとおりであります。
担保提供している資産 預け金 1,000百万円
有価証券 1百万円
借入金 1,000百万円
担保資産に対応する債務
上記のほか、公金取扱い、為替取引のために預け金400百万円を担保として提供しております。また、全国信用協同組合連合会への保証基金定期預金として、払戻しに制限のある預け金122百万円を預け入れております。
- 出資1口当たりの純資産額は440円86銭です。
- 金融商品の状況に関する事項
(1)金融商品に対する取組方針
当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。
(2)金融商品の内容及びそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券であり、事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
(3)金融商品に係るリスク管理体制
①信用リスクの管理
当組合は、リスクに関する管理規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審

査、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。これらの信用管理は、各営業店のほか融資課により行われております。さらに、信用管理の状況については、融資課がチェックしております。有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務課において、時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。日常的には、業務課において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、定期的にギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、毎月常務会に報告しております。また、理事会には四半期ベースで報告をしております。

(ii) 価格変動リスクの管理

有価証券の市場運用商品保有については、有価証券等の保有目的区分規程に基づき、常務会の監督の下、有価証券運用基準等に準拠して行われております。このうち、総務課では、市場運用商品の購入を行っており、購入に関する常務会申請のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。これらの情報は総務課を通じ、常務会及び理事会に定期的に報告されております。

(iii) 市場リスクに係る定量的情報

当組合では、「預金積金」、「貸出金」、「預け金」、「有価証券」の市場リスク量をVaR(定義：今後、将来の特定の期間内に一定の確率の範囲内で、ポートフォリオの現在価値が最大どの程度までの損失に取まるのか、過去のある一定期間のデータをもとに理論的に算出された額。)により月次で計測しております。

当組合の「預金積金」、「貸出金」、「預け金」におけるVaRは、モンテカル法により、「有価証券」のVaRは、分散共分散法(保有期間1ヶ月、信頼区間99.0%、観測期間1年)により算出しております。

平成27年3月31日(当事業年度の決算日)現在の当組合の「預金積金」、「貸出金」、「預け金」、「有価証券」の市場リスク量(予想最大損失額)は全体で318百万円であります。尚、当組合では、これらVaRの算出結果に対するバックテストを毎月実施しており、使用するモデルの精度についても確認を行っております。但し、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほどの市場環境が激変する状況下でのリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

31. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には合せておりません。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 預け金	10,359	10,374	15
(2) 有価証券			
その他有価証券	7,074	7,074	0
(3) 貸出金	19,488		
貸倒引当金	△ 1,179		
	18,309	19,178	869
金融資産計	35,742	36,626	884
(1) 預金積金	34,015	34,010	△ 5
(2) 借入金	1,000	1,000	0
金融負債計	35,015	35,010	△ 5

注1. 預け金、貸出金、及び預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

注2. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

注3. 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については32.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

① 6か月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)。

② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利(LIBOR, SWAP等)で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利(LIBOR)で割り引いた価額を時価とみなしております。

(2) 借入金

借入金については、帳簿価額を時価としております。

注4. 子会社・子法人等株式、関連法人等株式及び非上場株式については、保有していません。

注5. 組合出資金(全信組連出資金等)のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

注6. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	—
関連法人等株式	—
非上場株式	12
組合出資金	437
その他の証券	7
合 計	457

32. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「短期社債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下34.まで同様であります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券に区分した有価証券はありません。

(3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は、保有していません。

(4) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
株 式	— 百万円	— 百万円	— 百万円
債 券	4,011 百万円	3,895 百万円	116 百万円
国 債	1,927 百万円	1,895 百万円	31 百万円
地 方 債	— 百万円	— 百万円	— 百万円
短期社債	— 百万円	— 百万円	— 百万円
社 債	— 百万円	— 百万円	— 百万円
そ の 他	2,084 百万円	2,000 百万円	84 百万円
小 計	4,011 百万円	3,895 百万円	116 百万円

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
株 式	12 百万円	12 百万円	0 百万円
債 券	3,050 百万円	3,094 百万円	△44 百万円
国 債	3,043 百万円	3,087 百万円	△44 百万円
地 方 債	— 百万円	— 百万円	— 百万円
短期社債	— 百万円	— 百万円	— 百万円
社 債	— 百万円	— 百万円	— 百万円
そ の 他	7 百万円	7 百万円	0 百万円
小 計	3,050 百万円	3,094 百万円	△44 百万円
合 計	7,074 百万円	7,002 百万円	71 百万円

注1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

注2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したと認められるものはありません。

33. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

34. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却価額	売却益	売却損
17,023百万円	254百万円	—百万円

35. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当組合では、震災復興に協力する為、気仙沼市南町の気仙沼支店跡地を気仙沼復興商店街に平成25年10月1日から平成27年9月30日まで広場利用の目的で無償提供しております。

36. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、6,513百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが6,513百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴するほか、契約後も定期的に予め定められている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

37. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度額超過額	205 百万円
退職給付引当金損金算入限度額超過額	21 百万円
その他	155 百万円
繰延税金資産小計	382 百万円
評価性引当額	△382 百万円
繰延税金資産合計	— 百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額	20 百万円
その他	— 百万円
繰延税金負債合計	20 百万円
繰延税金資産の純額	— 百万円

※地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律(地方税法等改正法)が平成26年10月1日から施行されることになりました(但し、住民税率の引き下げと新創設された地方法人税の税率が一致しているため、法定実効税率には原則として影響はありません)。これに伴い、平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等にかかる繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.59%から23.14%となります。

(注 記) 損益計算書

- 協同組合による金融事業に関する法律第4条第1項に規定する子会社との取引はありません。
- 「その他の特別利益」は、経営責任追及及訴訟における和解金の一部であります。
- 「その他の特別損失」は、江刺ゴルフクラブ会員の減損処理額であります。
- 出資10当りの当期純利益は、691円90銭
- 協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2第2号に規定する子会社等との取引に関する事項はありません。

営業の状況

● 主要な経営指標の推移

(単位：千円)

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
経常収益	863,496	803,831	1,087,428	1,009,740	1,017,225
経常利益	△ 870,643	130,449	315,153	162,449	332,146
当期純利益	△ 870,915	122,103	307,994	159,234	324,967
預金積金残高	30,043,191	32,082,313	32,077,761	32,814,101	34,015,817
貸出金残高	21,331,299	19,955,598	19,306,989	18,901,177	19,488,995
有価証券残高	1,817,988	6,894,826	7,316,808	5,061,505	7,074,437
総資産額	30,986,844	34,149,720	34,667,861	35,301,492	36,836,916
純資産額	733,213	867,269	1,308,587	1,294,918	1,632,978
自己資本比率(単体)	5.81%	7.10%	9.37%	9.43%	11.31%
普通出資総額	480,788	463,612	457,828	444,153	437,684
普通出資総口数	480,788口	463,612口	457,828口	444,153口	437,684口
普通出資に対する配当金	0	0	0	2,262	2,176
職員数	60人	56人	55人	53人	57人

(注) 残高計数は期末日現在のものです。

● 業務純益

(単位：千円)

科 目	平成25年度	平成26年度
業務純益	191,545	222,626

● 粗利益

(単位：千円)

科 目	平成25年度	平成26年度
資金運用収益	664,184	580,803
資金調達費用	27,263	28,297
資金運用収支	636,920	552,506
役員取引等収益	45,662	44,290
役員取引等費用	85,792	84,522
役員取引等収支	△ 40,130	△ 40,231
その他業務収益	254,186	132,546
その他業務費用	140,720	169
その他業務収支	113,465	132,376
業務粗利益	710,256	771,690
業務粗利益率	1.88%	2.00%

(注) 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

● その他業務収益の内訳

(単位：千円)

科 目	平成25年度	平成26年度
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債権売却益	247,588	254,661
国債等債権償還益	78	—
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	6,519	4,924
その他業務収益合計	254,186	259,585

● 1店舗当りの預金および貸出金残高

(単位：千円)

区 分	平成25年度	平成26年度
預金残高	5,469,016	5,669,302
貸出金残高	3,150,196	3,248,165

● 総資産利益率

(単位：%)

区 分	平成25年度	平成26年度
総資産経常利益率	0.43	0.87
総資産当期純利益率	0.42	0.85

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

● 総資金利鞘等

(単位：%)

区 分	平成25年度	平成26年度
資金運用利回り(a)	1.76	1.51
資金調達原価率(b)	1.53	1.58
総資金利鞘(a-b)	0.23	△ 0.06

● 役員取引の状況

(単位：千円)

科 目	平成25年度	平成26年度
役員取引等収益	45,662	44,290
受入為替手数料	26,420	24,720
その他の受入手数料	19,242	19,570
その他の役員取引等収益	—	—
役員取引等費用	85,792	84,522
支払為替手数料	11,075	11,083
その他の支払手数料	1,413	1,567
その他の役員取引等費用	73,304	71,871

● 受取利息および支払利息の増減

(単位：千円)

項 目	平成25年度	平成26年度
受取利息の増減	△ 23,062	△ 83,381
支払利息の増減	824	1,034

● 職員1人当りの預金および貸出金残高

(単位：千円)

区 分	平成25年度	平成26年度
預金残高	619,133	596,768
貸出金残高	356,625	341,912

● 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高等

(単位：平均残高・百万円、利息・千円、利回り・%)

科 目	平成25年度			平成26年度		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資金運用勘定	37,674 百万円	664,184 千円	1.76	38,438 百万円	580,803 千円	1.51
うち貸出金	18,955	531,949	2.80	18,711	502,991	2.68
うち預け金	12,008	25,360	0.21	14,715	27,223	0.18
うち金融機関貸付等	—	—	—	51	0	0.00
うち有価証券	6,646	104,474	1.57	4,893	48,189	0.98
資金調達勘定	35,630	27,263	0.07	36,520	28,297	0.07
うち預金積立	34,614	26,107	0.07	35,501	27,101	0.07
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	1,000	1,000	0.10	1,000	1,000	0.10

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(25年度0百万円 26年度0百万円)を控除して表示しております。

●経費の内訳

(単位：千円)

項目	平成25年度	平成26年度
人件費	295,049	316,949
報酬給料手当	240,967	253,122
退職給付費用	1,666	8,145
その他	52,415	55,681
物件費	218,663	227,584
事務費	92,813	100,258
固定資産費	52,463	49,328
事業費	17,539	18,057
人事厚生費	4,143	10,582
減価償却費	27,785	25,272
その他	23,917	24,084
税金	4,997	4,530
経費合計	518,710	549,064

●時価評価されていない有価証券の
主要内容及び貸借対照表計上額

(単位：千円)

項目	平成25年度	平成26年度
その他有価証券	12,350	12,350
非上場株式	12,350	12,350

●先物取引の時価情報

該当事項なし

●有価証券の時価等情報

1. 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。
2. 満期保有目的に区分した有価証券はありません。

●預貸率および預証率

(単位：%)

区分	平成25年度	平成26年度
預貸率	期末	57.60
	期中平残	54.76
預証率	期末	15.42
	期中平残	19.20

$$(注) 1. 預貸率 = \frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} \times \text{譲渡性預金}} \times 100$$

$$(注) 2. 預証率 = \frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} \times \text{譲渡性預金}} \times 100$$

●有価証券種類別平均残高

(単位：千円・%)

区分	平成25年度		平成26年度	
	金額	構成比	金額	構成比
国債	6,236,443	93.83	3,537,984	72.29
地方債	142,692	2.15	—	—
短期社債	—	—	—	—
社債	101,899	1.53	—	—
金融債	—	—	—	—
株式	12,350	0.19	12,350	0.25
投資信託	—	—	1,337,216	27.33
外国有価証券	149,479	2.25	—	—
その他の証券	3,390	0.05	6,404	0.13
合計	6,646,255	100.00	4,893,955	100.00

3. その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

区分		平成25年度			平成26年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
国債	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	3,049,450	3,034,844	14,606	1,927,280	1,895,386	31,894
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	1,994,300	1,997,170	△ 2,870	3,043,500	3,087,610	△ 44,110
	計	5,043,750	5,032,014	11,736	4,970,780	4,982,996	△ 12,216
地方債	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	—	—	—	—	—	—
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—
社債	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	—	—	—	—	—	—
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—
その他	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	—	—	—	2,084,200	2,000,000	84,200
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	5,405	5,405	0	7,107	7,107	0
	計	5,405	5,405	0	2,091,307	2,007,107	84,200
合計	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	3,049,450	3,034,844	14,606	4,011,480	3,895,386	116,094
	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	1,999,705	2,002,575	△ 2,870	3,050,607	3,094,717	△ 44,100
	計	5,049,155	5,037,419	11,736	7,062,087	6,990,103	71,984

(注) 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

●有価証券種類別・残存期間別残高

(単位：千円)

区分		期間の定めなし	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
国債	平成25年度末	—	—	—	4,420,530	623,220
	平成26年度末	—	—	—	101,180	4,869,600
地方債	平成25年度末	—	—	—	—	—
	平成26年度末	—	—	—	—	—
短期社債	平成25年度末	—	—	—	—	—
	平成26年度末	—	—	—	—	—
社債	平成25年度末	—	—	—	—	—
	平成26年度末	—	—	—	—	—
株式	平成25年度末	12,350	—	—	—	—
	平成26年度末	12,350	—	—	—	—
外国証券	平成25年度末	—	—	—	—	—
	平成26年度末	—	—	—	—	—
その他の証券	平成25年度末	5,405	—	—	—	—
	平成26年度末	2,091,307	—	—	—	—
合計	平成25年度末	17,755	—	—	4,420,530	623,220
	平成26年度末	2,103,657	—	—	101,180	4,869,600

●オプション取引の時価情報

該当事項なし

●オフバランスの取引の状況

該当事項なし

● 預金種目別平均残高

(単位：千円・%)

種 目	平成25年度		平成26年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流動性預金	12,597,513	36.39	12,854,189	36.21
定期性預金	22,016,910	63.61	22,646,915	63.79
譲渡性預金	—	—	—	—
その他の預金	—	—	—	—
合 計	34,614,423	100.00	35,501,105	100.00

● 定期預金種類別残高

(単位：千円・%)

区 分	平成25年度		平成26年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
固定金利定期預金	20,005,658	99.49	20,489,331	99.55
変動金利定期預金	15,840	0.08	11,843	0.06
その他の定期預金	85,900	0.43	80,259	0.39
合 計	20,107,399	100.00	20,581,435	100.00

● 貸出金種類別平均残高

(単位：千円・%)

科 目	平成25年度		平成26年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
割引手形	41,810	0.22	70,949	0.38
手形貸付	991,549	5.23	1,182,777	6.30
証書貸付	17,072,426	90.07	16,692,669	88.96
当座貸越	849,555	4.48	817,118	4.36
合 計	18,955,342	100.00	18,763,515	100.00

● 貸出金業種別残高・構成比

(単位：千円・%)

業 種 区 分	平成25年度		平成26年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
製造業	1,213,515	6.40	1,252,946	6.40
農業・林業	246,024	1.30	186,653	1.00
漁 業	50,429	0.30	24	0.00
鉱 業	—	—	—	—
建設業	1,666,896	8.80	1,655,204	8.50
電気・ガス・熱供給・水道業	29,908	0.20	34,379	0.20
情報通信業	31,147	0.20	26,704	0.10
運輸業	543,687	2.90	510,664	2.60
卸売・小売業	2,786,210	14.70	2,494,121	12.80
金融・保険業	9,749	0.10	610,707	3.10
不動産業	880,857	4.70	1,524,628	7.80
物品賃貸業	43,054	0.20	3,140	0.00
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—
宿泊業	676,311	3.60	555,203	2.80
飲食業	461,157	2.40	479,431	2.50
生活関連サービス業、娯楽業	52,991	0.30	11,241	0.10
教育、学習支援業	13,423	0.10	12,427	0.10
医療、福祉	79,761	0.40	5,039	0.00
その他のサービス	1,530,822	8.10	1,979,497	10.20
その他の産業	33,694	0.20	25,465	0.10
小 計	10,349,644	54.80	11,367,479	58.30
地方公共団体	2,219,649	11.70	2,113,587	10.80
雇用・能力開発機構等	—	—	—	—
個人(住宅・消費・納税資金等)	6,331,884	33.50	6,007,929	30.80
合 計	18,901,177	100.00	19,488,995	100.00

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大部分に準じて記載しております

● 債務保証見返額担保別残高

(単位：千円・%)

区 分	平成25年度		平成26年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
当組合預金積金	—	—	—	—
有価証券	—	—	—	—
動 産	—	—	—	—
不動産	12,872	91.10	2,710	75.50
その他	—	—	—	—
小 計	12,872	91.10	2,710	75.50
信用保証協会・信用保険	1,257	8.90	879	24.50
保 証	—	—	—	—
信 用	—	—	—	—
合 計	14,129	100.00	3,590	100.00

● 預金者別預金残高

(単位：千円・%)

区 分	平成25年度		平成26年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個 人	25,082,567	76.44	25,471,601	74.88
法 人	7,731,534	23.56	8,544,216	25.12
一般法人	3,803,726	11.59	4,132,475	12.15
金融機関	19,404	0.06	5,519	0.02
公 金	3,908,404	11.91	4,406,222	12.95
合 計	32,814,101	100.00	34,015,817	100.00

● 財形貯蓄残高

該当事項なし

● 貸出金利区分別残高

(単位：千円)

区 分	平成25年度	平成26年度
固定金利貸出	9,240,631	9,972,777
変動金利貸出	9,660,546	9,516,218
合 計	18,901,177	19,488,995

● 貸出金使途別残高

(単位：千円・%)

区 分	平成25年度		平成26年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
運転資金	11,676,296	61.78	11,777,140	60.43
設備資金	7,224,881	38.22	7,711,855	39.57
合 計	18,901,177	100.00	19,488,995	100.00

● 消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：千円・%)

区 分	平成25年度		平成26年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
消費者ローン	2,119,833	47.56	2,189,697	50.35
住宅ローン	2,337,724	52.44	2,158,867	49.65
合 計	4,457,558	100.00	4,348,564	100.00

● 貸出金担保別残高

(単位：千円・%)

区 分	平成25年度		平成26年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
当組合預金積金	342,916	1.81	412,155	2.11
有価証券	—	—	—	—
動 産	—	—	—	—
不動産	5,865,627	31.04	6,016,273	30.87
その他	—	—	—	—
小 計	6,208,544	32.85	6,428,428	32.98
信用保証協会・信用保険	7,324,513	38.75	6,988,885	35.87
保 証	4,560,447	24.13	4,889,681	25.09
信 用	807,672	4.27	1,182,000	6.06
合 計	18,901,177	100.00	19,488,995	100.00

● 代理貸付残高の内訳

(単位：千円)

区 分	平成25年度	平成26年度
全国信用協同組合連合会	12,872	2,710
商工組合中央金庫	—	—
中小企業金融公庫	—	—
国民生活金融公庫	—	—
日本政策金融公庫	6,287	4,398
住宅金融支援機構	—	—
年金資金運用基金	—	—
雇用・能力開発機構	—	—
社会福祉・医療事業団	—	—
その他	—	—
合 計	19,159	7,108

● 組合員の推移

(単位：人・社)

区 分	平成25年度	平成26年度
個 人	16,858	16,923
法 人	1,051	1,059
合 計	17,909	17,982

● 貸倒引当金の内訳

(単位：千円)

項目	平成25年度		平成26年度	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一般貸倒引当金	40,967	△48,378	42,765	1,798
個別貸倒引当金	1,415,016	△176,101	1,136,714	△273,145
合計	1,455,983	△224,479	1,179,480	△271,347

- (注) 1. 当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っていません。
2. 当組合では、自己資本比率算定にあたり、投資損失引当金・偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

● 国債および投資信託販売実績

該当事項なし

● 金銭の信託

該当事項なし

● デリバティブ取引

該当事項なし

● 当組合の子会社

該当事項なし

● 貸出金償却額

(単位：千円)

項目	平成25年度	平成26年度
貸出金償却額	5,903	1,757

● 内国為替取扱実績

(単位：件・百万円)

区分	平成25年度		平成26年度	
	件数	金額	件数	金額
振込	43,543	18,493	40,711	16,933
送金	43,109	33,966	42,890	38,425
代金	387	441	325	385
取立	746	367	596	447

● 外国為替取扱高

該当事項なし

● 外貨建資産残高

該当事項なし

● 公共債引受額

該当事項なし

● 公共債窓販実績

該当事項なし

リスク管理債権と金融再生法に基づく開示債権の状況

✳ リスク管理債権について

- ◆ 協同組合による金融事業に関する法律(協金法)に基づくリスク管理債権は、次のとおりです。
- ◆ リスク管理債権は、区分に該当する貸出金のみが開示対象となります。

● リスク管理債権および同債権に対する保全額

(単位：千円・%)

区分	残高(A)	担保・保証(B)	貸倒引当金(C)	保全率(B+C)/A
破綻先債権	平成25年度	176,640	316,022	100.00
	平成26年度	257,952	192,033	100.00
延滞債権	平成25年度	1,456,244	1,093,253	96.40
	平成26年度	2,486,882	944,681	91.79
3か月以上延滞債権	平成25年度	2,173	284	100.00
	平成26年度	—	—	—
貸出条件緩和債権	平成25年度	—	—	—
	平成26年度	—	—	—
合計	平成25年度	1,635,059	1,409,559	96.97
	平成26年度	2,744,834	1,403,966	92.56

- (注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、①会社再生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者、②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者、③破産法の規定による破産の申立てがあった債務者、④会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者、⑤手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、等に対する貸出金です。
2. 「延滞債権」とは、上記1.及び債務者の経営再建又は支援(以下「経営再建等」という。)を図ることを目的として利息の支払いを猶予したものの未収利息不計上貸出金です。
3. 「3か月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金(上記1.及び2.を除く)です。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金(記1.～3.を除く)です。
5. 「担保・保証付与信額(B)」は、自己査定に基づく担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額です。
6. 「貸倒引当金(C)」は、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引き当てた金額を掲載しており、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。
7. 「保全率(B+C)/A」はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。
8. これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

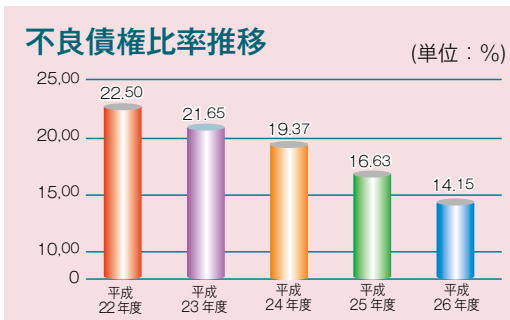
金融再生法に基づく開示債権について

- ◆金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(金融再生法)で定められた開示区分による開示債権は、次のとおりです。
- ◆金融再生法による開示債権は、開示区分に該当する貸出金のほかに、貸出金に準ずる未収利息、仮払金および債務保証見返が含まれます(ただし、要管理債権は貸出金のみの開示となります)。

●金融再生法開示債権および同債権に対する保全額

(単位：千円・%)

区 分	債権額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D)=(B)+(C)	保全率 (D)/(A)	貸倒引当率 (C)/(A-B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	平成25年度	2,521,217	1,257,560	1,263,656	2,521,217	100.00
	平成26年度	2,050,967	1,014,851	1,036,115	2,050,967	100.00
危険債権	平成25年度	627,217	385,798	152,190	537,988	85.77
	平成26年度	713,263	408,510	100,598	509,109	71.38
要管理債権	平成25年度	2,457	2,173	284	2,457	100.00
	平成26年度	—	—	—	—	—
不良債権計	平成25年度	3,150,892	1,645,532	1,416,131	3,061,663	97.17
	平成26年度	2,764,230	1,423,362	1,136,714	2,560,077	92.61
正常債権	平成25年度	15,792,591				
	平成26年度	16,764,411				
合 計	平成25年度	18,943,483				
	平成26年度	19,528,642				



- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、民事再生等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれに準じる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営業績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する債権です。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営業績に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
5. 「担保・保証等(B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
6. 「貸倒引当金(C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。
7. 金額は、決算後(償却後)の計数です。

自己資本の充実の状況等

自己資本管理

当組合では、リスク資本管理と自己資本比率管理により自己資本充実度の評価を行っております。リスク資本管理におきましては、毎月モニタリングや分析を行い、配賦した資本(リスク資本)の範囲内に計量したリスク量(信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク)が収まっていることを確認し、自己資本充実度の評価を行っております。また、自己資本比率の管理におきましては、平成26年3月期よりバーゼルⅢに基づく自己資本比率およびコア資本等が適正な水準にあるか検証し、自己資本充実度の評価を行っております。

自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金及び利益剰余金等のほか、非累積的永久優先出資により構成されております。なお、当組合の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

普通出資 ①発行主体：仙北信用組合

②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：437百万円

非累積的永久優先出資

1	発行主体：仙北信用組合 優先出資発行額：720百万円 貸借対照表上の優先出資：360百万円 繰越欠損金の補填に充当した部分：360百万円 コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：360百万円 実質配当率：年1.00%
2	発行主体：仙北信用組合 優先出資発行額：700百万円 貸借対照表上の優先出資：350百万円 繰越欠損金の補填に充当した部分：350百万円 コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：350百万円 実質配当率：年1.30%

用語解説

1. バーゼルⅢ

主要国の金融監督当局で構成するバーゼル銀行監督委員会が2010年9月に公表した、国際的に業務を展開している銀行の健全性を維持するための新たな自己資本規制のことであります。本規制は、1988年に公表された、銀行の自己資本比率に関する規制である「バーゼル合意(BIS規制)」、2004年に公表されたBIS規制、そして、その規制を見直しした「バーゼルⅡ(新BIS規制)」に次ぐ、新たな規制強化策のことであり、今まで以上に金融機関のリスク管理の向上を促すことを目指しているものです。

2. コア資本

金融機関の経営の安定度を測る指標の一つになります。自社普通株式の発行で調達した資本金と、内部留保の合計であり、返済の必要がない資本を指しています。新たなBIS規制(バーゼルⅢ)として、2014年3月期から適用され、資本を「中核的な資本」や「補完的な資本」などに分類し、最も安定度が高い資本を新たにコア資本とし、一定基準を上回るよう金融機関に求めるものです。

3. リスク・アセット

貸出金や預け金、有価証券などリスクを有する資産をリスクの大きさに応じた掛目(リスク・ウエイト)を乗じ、再評価した資産額のことです。

4. オペレーショナル・リスク

業務上における不適切な処理等を原因に生じる事象によって損失を受けるリスクのことです。具体的には、不適切な事務処理により生じる事務リスクやシステムの誤作動により生じるシステムリスクなどがあります。

自己資本の充実度に関する評価

当組合は、内部留保による資本の積み上げを行うよう自己資本の充実に取り組み、コア資本に係る基礎項目には、出資金や内部留保に繋がる利益剰余金431百万円を計上し、この結果、自己資本比率の状況は、国内基準である4%を上回る11.31%となり、経営の健全性や安全性を十分に維持していると評価しております。尚、今後も事業計画に基づいた業務推進を通じて利益を確保し、資本の積み上げを行ってまいります。

自己資本の構成に関する開示事項

(単位：千円)

項 目	平成26年3月		平成27年3月	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本にかかる基礎項目(1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	1,260,868		1,560,890	
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,154,153		1,147,684	
うち、利益剰余金の額	131,758		431,683	
うち、外部流出予定額(△)	25,042		18,476	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	—		42,765	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	—		42,765	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	1,301,835		1,603,656	
コア資本に係る調整項目(2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額		4,301	683	2,735
うち、のれんに係るものの額		—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額		4,301	683	2,735
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額		—	—	—
適格引当金不足額		—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		—	—	—
前払年金費用の額		—	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額		—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額		—	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額		—	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額		—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額		—	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額		—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額		—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)			683	
自己資本				
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	1,301,835		1,602,972	
リスク・アセット等(3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	12,627,044		13,144,014	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	4,301		2,735	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	4,301		2,735	
うち、繰延税金資産	—		—	
うち、前払年金費用	—		—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—		—	
うち、上記以外に該当するものの額	12,823		4,476	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	1,175,148		1,018,029	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	13,802,193		14,162,044	
自己資本比率				
自己資本比率((ハ)/(ニ))	9.43%		11.31%	

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

自己資本の充実度に関する事項

(単位：千円)

区 分	平成25年度		平成26年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	12,627,044	505,081	13,144,014	525,760
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	12,627,044	505,081	13,144,014	525,760
(I) ソブリン向け	258,964	10,358	253,767	10,150
(II) 金融機関向け	2,308,385	92,335	2,074,144	82,965
(III) 法人等向け	3,604,766	144,190	4,947,543	197,901
(IV) 中小企業等・個人向け	1,846,307	73,852	1,885,578	75,423
(V) 抵当権付住宅ローン	490,441	19,617	445,145	17,805
(VI) 不動産取得等事業向け	395,730	15,829	448,764	17,950
(VII) 三月以上延滞等	1,282,601	51,304	630,257	25,210
(VIII) 上記以外	2,439,850	97,594	2,458,816	98,352
② 証券化エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク	1,175,148	47,005	1,018,029	40,721
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	13,802,193	552,087	14,162,044	566,481

(注)1. 所要自己資本の額＝リスク・アセットの額×4%

- 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引相当額です。
- 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会及び漁業信用基金協会のことです。
- 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

- 上記以外とは、(I)～(VII)以外のリスク・アセットのことで、預け金、出資金、株式、固定資産などであります。
- オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。
 <オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法>
 $\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$
- 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

◆ リスク管理の方針及び手続の概要

8ページのリスク管理態勢をご参照ください。なお評価計測については標準的手法を採用しております。

◆ 貸倒引当金の計算基準

貸倒引当金は、「自己査定基準規程」、「償却・引当基準規程」、「自己査定基準書」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果について

は監事による監査を受けるなど適正な計上に努めております。

◆ リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の3つの機関を採用しております。なお、エクスポージャー種類ごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。

- ◇ムーディーズ(Moody's)
- ◇日本格付研究所(JCR)
- ◇格付け投資情報センター(R&I)

1. 信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高

(単位：千円)

エクスポージャー区分	信用リスク エクスポージャー 期末残高				債 券 ※3		デリバティブ取引		三月以上延滞 エクスポージャー	
	エクスポージャー		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債 券 ※3		デリバティブ取引		三月以上延滞 エクスポージャー	
	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度
業種区分期間区分	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度
製造業	1,434,396	1,572,201	1,434,396	1,572,201	—	—	—	—	20,744	—
農業・林業	345,542	287,188	345,542	287,188	—	—	—	—	311	2,740
漁業	50,989	241	50,989	241	—	—	—	—	50,363	—
鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	1,841,222	1,901,792	1,841,222	1,901,792	—	—	—	—	211,129	130,092
金融・保険業	16,672,557	18,119,924	11,613	613,058	—	—	—	—	—	—
卸売・小売業	2,990,976	2,687,752	2,990,926	2,687,702	—	—	—	—	356,474	391,963
飲食業	613,949	595,898	613,949	595,898	—	—	—	—	49,714	27,315
不動産業	1,102,310	1,800,410	1,102,310	1,800,410	—	—	—	—	72,105	—
運輸業	549,403	514,927	549,403	514,927	—	—	—	—	12,315	101
電気・ガス・熱供給・水道業	38,697	48,111	38,697	48,111	—	—	—	—	—	—
その他のサービス業	1,768,375	2,203,651	1,768,375	2,203,651	—	—	—	—	538,733	502,412
個人	5,299,586	4,946,652	5,299,586	4,946,652	—	—	—	—	521,475	440,283
物品賃貸業	59,239	19,324	59,239	19,324	—	—	—	—	55,379	16,184
宿泊業	676,320	555,207	676,320	555,207	—	—	—	—	409,404	—
生活関連サービス業、娯楽業	58,022	11,341	53,022	11,241	—	—	—	—	7,215	—
情報通信業	54,561	34,093	31,148	26,705	—	—	—	—	27,463	—
医療、福祉	79,762	5,047	79,762	5,047	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体	2,219,743	2,113,692	2,219,743	2,113,692	—	—	—	—	—	—
その他	1,171,704	1,011,241	47,118	37,892	—	—	—	—	—	—
業種別合計	37,027,352	38,428,693	19,213,360	19,940,939	—	—	—	—	2,332,828	1,511,093
1年以下	20,476,670	19,871,119	9,618,984	10,325,333	—	—	—	—	—	—
1年超3年以下	3,521,302	3,346,906	3,121,302	2,946,906	—	—	—	—	—	—
3年超5年以下	1,872,926	1,950,313	1,872,926	1,950,313	—	—	—	—	—	—
5年超7年以下	1,134,358	1,024,505	1,134,358	1,024,505	—	—	—	—	—	—
7年超10年以下	5,258,001	992,448	838,042	884,691	—	—	—	—	—	—
10年超	874,045	5,654,431	256,585	772,085	—	—	—	—	—	—
期間の定めのないもの	3,890,050	5,588,971	2,371,163	2,037,106	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
残存期間別合計	37,027,352	38,428,693	19,213,360	19,940,939	—	—	—	—	—	—

- (注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。
3. 上記の業種別の「その他」は、業種区分に分類することが困難なエクスポージャー

4. 上記の残存期間別の「期間の定めのないもの」には、流動性預け金、株式、現金、有形・無形固定資産、総合口座貸越等が含まれております。
5. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

2. 業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

(単位：千円)

業種区分	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		期末残高		平成25年度	平成26年度
	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度		
製造業	98,478	15,895	△ 82,583	△ 6,008	15,895	9,887	—	194
農業・林業	301	301	0	17,785	301	18,086	—	—
漁業	61,000	50,363	△ 10,637	△ 50,363	50,363	—	—	—
鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	229,500	167,572	△ 61,928	△ 63,721	167,572	103,851	65,519	—
金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—
卸売・小売業	427,119	415,276	△ 11,843	△ 21,683	415,276	393,593	—	496
飲食業	48,571	18,780	△ 29,791	△ 7,386	18,780	11,394	35,837	—
不動産業	115,813	65,398	△ 50,415	△ 65,398	65,398	—	—	—
運輸業	12,142	12,329	187	△ 12,228	12,329	101	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス業	281,584	297,850	16,266	26,593	297,850	324,443	—	—
個人	169,064	235,291	66,227	△ 79,608	235,291	155,683	2,681	1,066
物品賃貸業	16,184	16,184	0	0	16,184	16,184	—	—
宿泊業	98,609	98,099	△ 510	0	98,099	98,099	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	7,115	7,115	0	△ 7,115	7,115	—	—	—
情報通信業	20,474	18,629	△ 1,845	△ 13,241	18,629	5,388	—	—
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—
業種別合計	1,585,961	1,419,088	△ 166,873	△ 282,374	1,419,088	1,136,714	104,038	1,757

(注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は、日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

3. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：千円)

告示で定める リスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額			
	平成25年度		平成26年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	—	8,560,510	—	2,498,740
10%	—	3,062,722	—	2,956,019
20%	—	11,545,816	—	—
35%	—	1,306,256	—	1,189,359
50%	1,656,754	83,007	1,771,899	185,241
75%	—	1,772,585	—	1,700,153
100%	—	6,791,276	—	7,807,093
150%	—	559,461	—	283,419
350%	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—
合計	1,656,754	33,681,633	1,771,899	16,620,028

(注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限り、

2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法とは、当組合が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には、預金担保、保証などが該当します。当組合では、融資取上げに際し、資金使途・返済財源・財務内容・事業環境・経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。したがって、担保又は保証に過度に依存しないような融資の取上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

◆信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：千円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	340,952	410,181	473,081	418,349	—	—
① ソブリン向け	—	—	—	—	—	—
② 金融機関向け	—	—	—	—	—	—
③ 法人等向け	67,571	78,415	15,659	14,039	—	—
④ 中小企業等・個人向け	263,168	322,948	65,675	47,640	—	—
⑤ 抵当権付住宅ローン	—	—	332,518	288,694	—	—
⑥ 不動産取得等事業向け	—	—	30,395	—	—	—
⑦ 三月以上延滞等	—	—	3,965	11,596	—	—
⑧ 上記以外	10,212	8,817	24,867	56,377	—	—

(注) 1. 当組合では、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
 (注) 2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエク

スポージャー)を含みません。
 当組合が扱う担保には、自組合預金積金、不動産等、保証には人的保証・信用保証協会保証・民間保証等がありますが、その手続については、当組合が定める各種規程及び「不動産担保評価基準書」等により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスクの削減方策の一つとして、当組合が定める各種規程・要領や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、適切な事務取扱い及び適正な評価・管理を行っております。

(注) 3. 「その他」とは、①～⑦に区分されないエクスポージャーです。

●派生商品取引及び長期決済期間取引

該当する取引はありません

●証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません

オペレーショナル・リスクに関する事項

◆リスク管理の方針及び手続の概要

当組合では、オペレーショナル・リスクを「内部管理プロセス・人・システムが不適切であること若しくは機能しないこと、又は外的事象が起因となり当組合に生じる損失にかかるリスク」と定義しています。当組合は、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスク、人的リスクなどの幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針をそれぞれのリスクについて定め、確実にリ

スクを認識し評価しております。

リスクの計測に関しましては、当面、基礎的手法を採用することとし、態勢の整備に努めております。これらのリスクに関しましては、リスク管理委員会や課長会議等で協議検討するとともに、必要に応じて経営陣による、常務会や理事会等において、報告する態勢を整備しております。

◆オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称
 当組合は、基礎的手法を採用しております。

出資等エクスポージャーに関する事項

◆出資その他これに類するエクスポージャーまたは株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方法及び手続の概要

銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、出資金、その他の出資金が該当します。

そのうち、上場株式、非上場株式にかかるリスクの認識については、保有時価一覧表を定期的に作成し、時価評価によるリスク計測によって把握しております。また、当組合が保有している出

資金、その他の出資金に関しては、売却等を行う目的のものではなく時価等はありません。

これらのリスク状況は、一覧表を基に定期的な評価を実施しており、その状況については、適宜、経営陣に報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

◆出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位：千円)

区 分		うち、売買目的有価証券に該当するもの			うち、その他の有価証券で時価のあるもの				
		貸借対照表計上額	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	取得原価(償却原価)	貸借対照表計上額	評価差額		うち損
							うち益	うち損	
上 場 株 式	平成25年度	—	—	—	—	—	—	—	—
	平成26年度	—	—	—	—	—	—	—	—
非上場株式等	平成25年度	12,350	—	—	—	—	—	—	—
	平成26年度	12,350	—	—	—	—	—	—	—
合 計	平成25年度	12,350	—	—	—	—	—	—	—
	平成26年度	12,350	—	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

(注) 2. 非上場株式の主なもの全信組連出資金などであり、売却等を行う目的のものではなく時価もありませんので貸借対照表計上額のみ開示しております。

● 子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額等

該当する取引はありません

● 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

該当する取引はありません

✳ 銀行勘定における金利リスクに関する事項

◆ リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、金利・為替など市場価格の変動によって将来の収益が変動するリスクのことで、一定の市場変化に対する損益の影響度合いを常に管理・把握することが重要です。

当組合では、こうした変動するリスクを管理・把握するためにALMシステムを活用し、計量的測量資料を基に金利や損益状況の定期的な評価、計測を行っております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスクの計測や金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度、さらには新商品等の導入による影響など、ALMシステムにより計測を行い、適切なコントロールにより、資産・負債の総合的な管理に努めております。また、これらのリスク状況は、定期的及び必要に応じて常務会や理事会に報告を行うなど、迅速で的確な対応が取れる態勢にも努めております。

◆ 内部管理上使用した金利ショックに対する損益または経済的価値の増減額

(単位：百万円)

金利ショックに対する損益・経済的価値の増減額	平成25年度	平成26年度
	188	368

◆ 内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいて算定しております。

◇ 計測手法 金利ラダー方式(再評価方式)

◇ コア預金

対 象：流動性預金全般(当座、普通、貯蓄など)

算定方法：①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差引いた残高、③現残高の50%相当額、以上3つのうち最小の額を上限

満 期：5年以内(平均2.5年)

◇ 金利感応資産 預金、貸出金、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債

◇ 金利ショック幅 99%タイル値又は1%タイル値

◇ リスク計測度 四半期

報酬体系

● 対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、理事全員及び監事全員(非常勤を含む)をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」で構成されております。

◆ 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を勘案し、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、平成23年2月に開催した理事会(第489回)にて廃止を決定しております。

◆ 役員に対する報酬

(単位：千円)

区 分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理 事	24,852	37,000
監 事	1,872	3,000
合 計	26,724	40,000

(注1)上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

(注2)支払人数は理事9名、監事2名です。

(注3)対象役員に使用人兼務理事はおりません。

◆ その他

「協同組合における金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

● 対象職員等

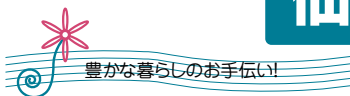
当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の常勤役員、当組合の職員、当組合の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受けられる者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成26年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

沿革

- 昭和30年 8月3日 /法人設立
- 昭和30年 8月6日 /事業認可 栗原郡一円及び登米郡石越村を事業地域とする
- 昭和30年 8月8日 /本店開設(栗原郡若柳町字川南南町43番地)
- 昭和31年 10月8日 /築館出張所開設(栗原郡築館町字町屋敷54番地の1)
- 昭和32年 5月5日 /事業地域を登米郡迫町、南方村へ拡張
- 昭和32年 11月8日 /迫支店開設(登米郡迫町佐沼字下田中54番地の1)
- 昭和34年 5月1日 /地区を栗原郡一円及び登米郡一円に変更
/築館出張所を築館支店に変更
- 昭和34年 8月17日 /迫支店移転(登米郡迫町佐沼字下田中51番地の1)
- 昭和40年 4月1日 /事業地域を気仙沼市及び本吉郡の一部(本吉町、唐桑町)へ拡張
- 昭和40年 4月15日 /気仙沼支店開設(気仙沼市南町二丁目2番25号)
- 昭和43年 2月20日 /迫支店移転(登米郡迫町佐沼字錦2番地の2)
- 昭和44年 12月1日 /築館支店移転(栗原郡築館町字町屋敷57番地)
- 昭和45年 6月1日 /本店移転(栗原郡若柳町字川南南町21番地)
- 昭和45年 10月3日 /栗駒支店開設(栗原郡栗駒町若ヶ崎字六日町66番地の2)
- 昭和50年 11月17日 /栗駒支店新築移転(栗原郡栗駒町若ヶ崎字六日町67番地)
- 昭和52年 9月12日 /本店移転(栗原郡若柳町字川北中町11番地)
- 昭和52年 11月24日 /南町出張所開設(栗原郡若柳町字川南南町21番地)
- 昭和53年 9月18日 /迫支店移転(登米郡迫町佐沼字西佐沼110番地)
- 昭和54年 8月20日 /築館支店移転(栗原郡築館町字伊豆野原18番地の2)
- 昭和56年 4月13日 /気仙沼支店移転(気仙沼市南町一丁目2番1号)
- 昭和59年 2月6日 /迫支店新築移転(登米郡迫町佐沼字小金丁1番地の4)
- 昭和59年 8月13日 /栗駒支店新築移転(栗原郡栗駒町若ヶ崎字六日町48番地1)
- 昭和61年 7月31日 /南町出張所廃止本店に統合
- 昭和61年 10月17日 /本店新築(栗原郡若柳町字川北中町11番地)
- 昭和61年 12月15日 /オンライン預金業務開始(本店、迫支店)
- 昭和62年 11月16日 /オンライン預金業務開始(築館支店、気仙沼支店、栗駒支店)
- 昭和63年 9月26日 /オンライン融資業務開始(全店)
- 平成 2年 6月20日 /米山支店開設(登米郡米山町西野字片小路25番地)
- 平成 3年 5月7日 /第三次オンライン稼働
- 平成 8年 4月22日 /築館支店新築移転(栗原郡築館町葉師四丁目6番35号)
- 平成11年 5月6日 /ポスト第三次オンライン稼働
- 平成12年 4月1日 /郵政省とのオンライン提携稼働
- 平成13年 7月1日 /デビットカード取扱開始
- 平成13年 11月1日 /損害保険代理店業務開始(取扱店全店)
- 平成14年 7月1日 /栗原中央病院出張所ATMオープン
- 平成15年 3月11日 /マックスバリュ築館店出張所ATMオープン
- 平成15年 12月1日 /中田支店開設(登米郡中田町石森字加賀野一丁目8番地の11)
- 平成16年 5月31日 /アイワイバンク(現セブン銀行)とのオンライン提携稼働
- 平成16年 7月26日 /米山支店ATM増設
- 平成16年 11月3日 /デイリーポータル新鮮館佐沼店出張所ATMオープン
- 平成17年 5月6日 /他行カード振込業務開始
- 平成17年 7月11日 /栗原市栗駒総合支所出張所ATMオープン
- 平成18年 1月4日 /統合ATM(CDネット提携)の相互入金業務開始
- 平成18年 9月5日 /地区を栗原市、登米市、気仙沼市及び本吉郡本吉町に変更
- 平成19年 5月8日 /第5次オンライン稼働
- 平成20年 8月21日 /マックスバリュ築館店出張所ATM廃止
- 平成23年 3月11日 /気仙沼支店廃止中田支店に統合
- 平成24年 4月24日 /迫支店ATM増設
- 平成24年 7月31日 /事業地域を栗原市、登米市、気仙沼市、本吉郡南三陸町に変更
- 平成24年 11月5日 /経営革新等支援機関として認定
- 平成25年 2月18日 /電子債権記録業に係る業務開始

仙北信用組合の個人向けローン



豊かな暮らしのお手伝い!

カードローン「借得R」

お借入利率、**固定金利年 5.80%~12.80%**

※事業性資金は除きます。※保証料を含みます。

カーライフローン「プレミアム」

お借入利率、**固定金利年 2.60%~3.30%**

※別途保証料が必要です。

奨学ローン「希望(ホープ)」

お借入利率、**固定金利年 2.70%~4.80%**

※保証料を含みます。

リフォームローン「ワイド」

お借入利率、**固定金利年 2.85%~3.85%**

※保証料を含みます。

スーパーフリーローン「借得」

お借入利率、**固定金利年 5.00%~14.00%**

※事業性資金は除きます。※保証料を含みます。

WEB仮審査 申込OK!	カードローン 「借得R」	カーライフローン 「プレミアム」	奨学ローン 「希望(ホープ)」	リフォームローン 「ワイド」	スーパーフリーローン 「借得」	新カードローン 「安心ぷらす」
ご利用 いただける方	満20才以上 65才以下の方	満18才以上で 完済時年齢が 76才未満の方	満20才以上で 完済時年齢が 76才未満の方	満20才以上で 完済時年齢が 76才未満の方	満20才以上で 完済時年齢が 76才未満の方	満20才以上65歳 以下の方(年金受給 者・主婦・学生は除く)
ご融資金額	50万円以上~ 300万円以下	10万円以上~ 500万円以下 (1万円単位)	10万円以上~ 500万円以下 (1万円単位)	100万円以上 1000万円以下	10万円以上~ 500万円以下 (1万円単位) (※4)	30万円 50万円 100万円 (※8)
ご融資期間	1年自動更新	8年以内	15年以内(※1)	15年以内	7年以内(※5)	1年自動更新
金利	固定金利 年5.8% ~12.8%	固定金利(※2) 年2.6% ~3.30%	固定金利 年2.7% ~4.8%	固定金利 年2.85% ~3.85%	固定金利 年5.0% ~14.0%	固定金利 年3.5% ~12.5%
ご融資方法	当座貸越	証書貸付			当座貸越	
ご返済方法	極度額別定額返済方法	元利均等返済または元利均等ボーナス併用返済			随時返済	
担保・保証人	原則不要(但し、保証会社が必要と認めた場合は連帯保証人が必要となります。)					不要
必要 書類	本人確認 資料	①運転免許証・健康保険証・写真付き住民基本台帳カード・パスポートいずれかの写し または印鑑証明書のうち1点が必要となります。 ②保証会社が必要と判断した場合は所得証明書が必要となります。				左記①と同じ
所得証明書	×	×	×	○	×	×
資金使途証明書	×	○	○	○	×	×
登記簿謄本	×	×	×	○	×	×

※1元金据置期間を含みます。※2別途保証料が必要です。※3ご融資金額により必要です。※4主婦・パート・アルバイトの方は30万円までが限度となります。
 ※5融資金額301万円以上は10年以内となります。※6当組合または保証会社が必要と認めた場合は必要となります。※7スーパーフリーローンにおいては、申込金額と当組合のフリー系無担保ローン(カードローンは除く)残高の借入合計額が500万円以内である方に限ります。※8年取200万円以下の方は最高50万円まで、パート・アルバイトの方は最高30万円までが限度となります。

新 カードローン「安心ぷらす」

お借入利率、**固定金利年 3.50%~12.50%**

※「安心ぷらす」はインターネットではお申込できません。

インターネットで簡単 仮審査お申し込み

審査の結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので予めご了承下さい。

WEB[24時間受付(年中無休)]

仙北信用組合ホームページまたは「しんくみローンサーチ」より受付できます。
<http://www.senpoku.shinkumi.jp>
 窓口でも受付しておりますので、お気軽にご来店下さい。



索引

各開示項目は、下記のページに記載しております。尚、★印の項目は、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則(協金法施行規則(第69条))」で、☆印の項目は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(第7条)」で規定されております法定開示項目です。

ごあいさつ	1		
		【概況・組織】	
1. 事業方針	2		
2. 事業の組織 ★	14		
3. 役員一覧(理事及び監事の氏名・役職名) ★	13		
4. 店舗一覧(事務所の名称及び所在地) ★	裏表紙		
5. 地区一覧	13		
6. 自動機器(ATM)設置状況	裏表紙		
7. 組合員数	13		
		【主要事業内容】	
8. 主要な事業の内容 ★	10		
9. 信用組合の代理業者 ★(該当ありません)			
		【業務に関する事項】	
10. 事業概況 ★	2		
11. 経常収益 ★	19		
12. 業務純益	19		
13. 経常利益 ★	19		
14. 当期純利益 ★	19		
15. 出資総額、出資総口数 ★	19		
16. 純資産額 ★	19		
17. 総資産額 ★	19		
18. 預金積金残高 ★	19		
19. 貸出金残高 ★	19		
20. 有価証券残高 ★	19		
21. 単体自己資本比率 ★	19		
22. 出資配当金 ★	19		
23. 職員数 ★	19		
		【主要業務に関する指標】	
24. 業務粗利益及び業務粗利益率 ★	19		
25. 資金運用収支、役員取引等収支及び その他業務収支 ★	19		
26. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の 平均残高、利息、利回り及び資金利ざや ★	19		
27. 受取利息及び支払利息の増減 ★	19		
28. 総資産経常利益率 ★	19		
29. 総資産当期純利益率 ★	19		
30. 経費の内訳	20		
		【預金に関する指標】	
31. 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、 その他の預金の平均残高 ★	21		
32. 固定金利定期預金、変動金利定期預金、 その他の区分ごとの定期預金残高 ★	21		
33. 預金者別預金残高	21		
		【貸出金等に関する指標】	
34. 手形貸付、証書貸付、当座貸越、 割引手形の平均残高 ★	21		
35. 固定金利、変動金利の区分ごとの貸出金残高 ★	21		
36. 担保種類別の貸出金残高、債務保証見返額 ★	21		
37. 用途別貸出金残高 ★	21		
38. 業種別貸出金残高及び貸出金総額に 占める割合★	21		
39. 預貸率の期末値、期中平均値 ★	20		
40. 消費者ローン・住宅ローン残高	21		
		【有価証券に関する指標】	
41. 商品有価証券の種類別平均残高 ★	20		
42. 有価証券の種類別・残存期間別残高 ★	20		
43. 有価証券の種類別平均残高 ★	20		
44. 預証率の期末値、期中平均値 ★	20		
		【経営管理体制に関する事項】	
45. リスク管理の体制 ★	9		
46. 法令遵守の体制 ★	6		
47. 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 ★	8		
		【財産の状況】	
48. 貸借対照表、損益計算書及び 余剰金処分計算書 ★	16		
49. リスク管理債権の状況	22		
(1) 破綻先債権 ★			
(2) 延滞債権 ★			
(3) 3か月以上延滞債権 ★			
(4) 貸出条件緩和債権 ★			
50. 金融再生法に基づく資産査定公表 ☆	23		
51. 自己資本の充実の状況について			
金融庁長官が別に定める事項 ★	23		
・自己資本の構成に関する開示事項 ★	24		
・自己資本の充実度に関する事項 ★	25		
・信用リスクに関する事項 ★	25		
(証券化エクスポージャーを除く)			
・信用リスク削減手法に関する事項 ★	27		
・証券化エクスポージャーに関する事項 ★(該当ありません)			
・派生商品取引及び長期決済期間取引の 取引相手のリスクに関する事項 ★(該当ありません)			
・出資等エクスポージャーに関する事項 ★	27		
・金利リスクに関する事項 ★	28		
52. 次に掲げるものに関する取得価額又は、 契約価額、時価及び評価損益★	20		
・有価証券 ★	20		
・金銭の信託 ★(該当ありません)			
・協金法施行規則第41条第1項第5号に 掲げる取引 ★(該当ありません)			
53. 貸倒引当金(期末残高・期中増減額) ★	26		
54. 貸出金償却の額 ★	26		
		【監督指針の要請に基づく開示】	
55. 中小企業の経営の改善及び 地域の活性化のための取組の状況 ★	3		
56. 地域の皆さまとのふれあい	5		
57. 地域密着型金融の取組み状況	3		
58. 総代会	14		
59. 代表理事による確認	16		
60. 報酬体系について	28		
		【その他】	
61. 環境美化活動	5		
62. 利益相反管理方針	8		
63. 個人情報保護宣言	6		
64. 継続企業の前前提の重要な疑義 ★(該当ありません)			
		【連結情報】	
「協同組合による金融事業に関する法律施行規則(第70条)」で規定されております連結情報は、該当ありません。			

営業店舗およびATM所在地

■本店 (ATM設置台数…1台)



〒989-5501 宮城県栗原市若柳字川北中町11番地
TEL 0228-32-3014(代) FAX 0228-32-5075

■栗駒支店 (ATM設置台数…1台)



〒989-5301 宮城県栗原市栗駒岩ヶ崎六日町48番地の1
TEL 0228-45-1517(代) FAX 0228-45-5357

■築館支店 (ATM設置台数…1台)



〒987-2252 宮城県栗原市築館薬師四丁目6番35号
TEL 0228-22-2376(代) FAX 0228-23-6887

■米山支店 (ATM設置台数…1台)



〒987-0321 宮城県登米市米山町西野字片平小路25番地
TEL 0220-55-4155(代) FAX 0220-55-4153

■迫支店 (ATM設置台数…2台)



〒987-0511 宮城県登米市迫町佐沼字小金丁1番地の4
TEL 0220-22-3095(代) FAX 0220-22-8390

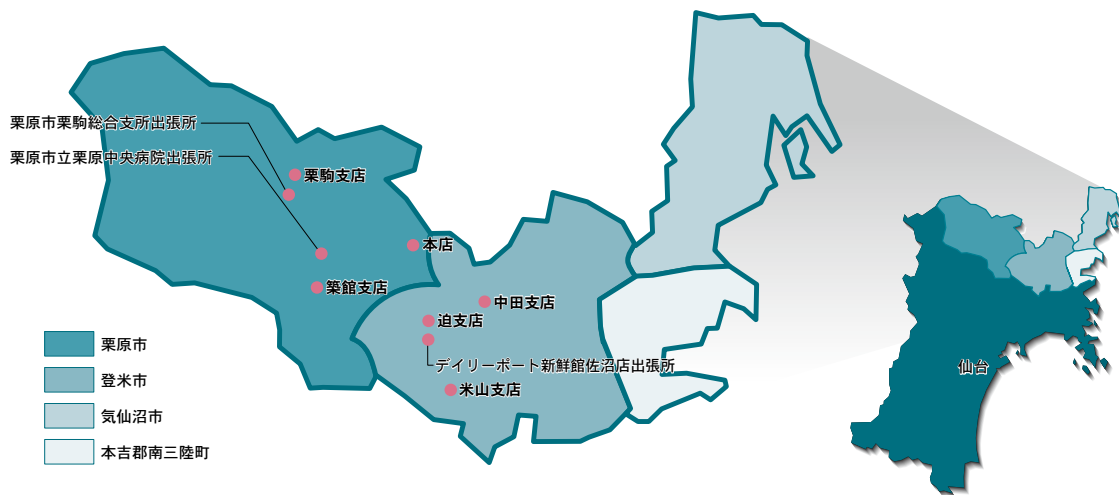
■中田支店 (ATM設置台数…1台)



〒987-0601 宮城県登米市中田町石森字加賀野一丁目8番地の11
TEL 0220-35-2100(代) FAX 0220-34-7234

店外ATM

- 栗原市立栗原中央病院出張所(設置台数…1台) 〒987-2205 宮城県栗原市築館宮野中央三丁目1番地1
- デイリーポート新鮮館佐沼店出張所(設置台数…1台) 〒987-0511 宮城県登米市迫町佐沼字大綱上17番地
- 栗原市栗駒総合支所出張所(設置台数…1台) 〒989-5392 宮城県栗原市栗駒岩ヶ崎円鏡寺後155番地



コミュニティバンクせんぼくの現況 2015 ディスクロージャー

発行者 仙北信用組合 理事長 山野 遼 明
宮城県栗原市若柳字川北中町11番地 TEL 0228-32-3014 FAX 0228-32-5075
<http://www.senpoku.shinkumi.jp> e-mail: senpoku@pluto.plala.or.jp
問合せ先 本部業務課
発行日 平成27年7月28日